

総務企画常任委員会

令和4年11月25日（金曜日）午前11時08分開会

出席委員（9名）

委員長 山形紀弘
委員 鈴木秀信
委員 相馬剛
委員 中村芳隆
委員 玉野宏

副委員長 中里康寛
委員 星宏子
委員 鈴木伸彦
委員 山本はるひ

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書記 飯泉祐司

議事日程

1. 開会
2. 協議事項
 - (1) 12月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉会

開会 午前11時08分

◎開会及び開議の宣告

○山形委員長 じゃ、皆さん、改めましてこんにちは。

本会議終了後ということでお集まりくださりありがとうございます。

先日行われました日曜日の私も消防団で入っておりましたが、通常点検に皆さん参加していただき、本当にありがとうございました。比較的暖かかったかなというふうな気がしましたけれども、その先々日ですか、それは狩野公民館で防災訓練も総務企画常任委員会の方々に参加させていただきありがとうございます。火の用心ということで、消防団もこの間の通常点検はかなり簡素化されて、かなり負担軽減ということで喜んでおりました。

また、先日ですか、まさか私も勝つとは思わなかったんですけれども、ドイツに勝つとは、1-0で半分終わったときに寝ようかなと思って、頑張ってる起きていてよかったかなと思って、このあれにあやかって、27日にはコスタリカ戦、そしてその先にはスペインということで、日本代表の勇氣とあれをもらいながら、皆さんも12月議会しっかり乗り切っていただきたいと思いますので、よろしくお祈りします。じゃ、着座にて進行させていただきます。

—————◇—————

◎協議事項

○山形委員長 それでは、協議事項(1)ということで、12月定例会議における委員会の運営について、付託予定議案、日程等について事務局から説明をお願いします。

事務局。

○飯泉書記 じゃ、今資料をお配りさせていただきましたので、こちらに基づいて説明させていただきます。

今回、12月議会の定例会議のほうに付託されました案件のほうですが、こちらのほう、全部で条例等7件になってございます。個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、部局設置条例の一部改正、情報公開条例の一部改正、選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正、定年に関する条例の一部改正、手数料の条例の一部改正と、あとカントー市との相互協力に関する協定の締結についてになってございます。

あと、予算常任委員会のほうにつきましては、先ほど追加条例されました案件ですね、一般会計補正予算（第9号）、あと介護保険特別会計、こちらのほうが課税課さんの案件になります。あと温泉事業特別会計というふうになってございます。一応こちら一般会計と特別会計2件の計3件になってございます。

一応こちらにつきまして、各課のほうのスケジュールを落とし込んだものを今お配りしました次第のほうに載ってございます。日時が12月3日、1日議場で行う予定になっております。一応審査のほうは、塩原支所のほう、総務福祉課と産業観光建設課、西那須野支所、総務税務課1件ありまして、総務部のほうへ入りまして、総務課さんが条例5件、財政課さん、契約検査課さん、課税課さん。企画部へ入りまして、ちょっとここはいつもと違うんですが、企画政策課と市民協働推進課についてなんです、こちら一括でということで申出がございましたので、そのような形で案をつくっております。理由としましては、案件が那須塩原駅前市民活動センター、あちらのほうの移住促進センターも兼ねているという形になるんですが、そちらの光熱費が上がるということ

での補正なんですけど、こちらは建物1個なんですけれども、半々業務やっているということで、案分しているというので、説明としては1本になるものですから、そちらのほうの方が分かりやすいかなということ、一緒にというふうなことで申出のほうをいただいております。その後、デジタル推進課さんと秘書課さんで、秘書さんについてはカントー市との協定のものが案件として入っております。会計課さんと選挙管理委員会。選挙管理委員会については、先ほども選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正でございますというふうな案件になってます。

ちょっと担当課さん多いんですが、内容はやはり光熱費の上昇について、以上ですというような案件が多いものですから、1件1件は恐らく説明としても短いかなというふうなところで1日で行けるかなというふうなところでスケジュールを組ませていただいておりますので、ちょっとその辺含め、ちょっと御審議いただければなというふうなところでございます。

一応、こちら先ほど6日というお話をさせていただきましたが、議場でやるということで、また中継のほうを行う形になります。座席につきましては、こちら今お配りしますが、玉野さん以外は皆さんいつもどおりのお席で、玉野議員だけ金子議員さんのお席のほうにずれていただくような形になりますので、よろしく願いいたします。

6日についてはそのようなところなんですけど、今回、計画の説明がございますので、今ちょっと7日の案を送らせていただいております。所管事務調査という扱いで行いますが、先日、市民協働推進課のほうの案件の説明を受けたのと同じような形になりますが、7日、10時から第1委員会室ということで、計画もの3本の説明のほうを受ける形になります。案件としましては、総務課さ

んの第4次定員適正化計画について、あと市民協働推進課さんのほうで協働のまちづくり行動計画について、あと企画政策課さんの第3次那須塩原市行財政改革推進計画についてということでの3本になります。行財政改革推進計画につきましては、こちら11条で定めるところの議決案件になってございますので、そちらについては3月議会のほうに上程されて、委員会付託になる予定になってございますので、併せて補足させていただきます。

その2つの計画につきましては、一応そちらの議決案件の一覧には入っておりませんので、こちらのほうで説明されまして、できたら議員さんのほうに周知するというようなところが基本になってくるのかなというふうなところでございます。ちょっと時間がどのぐらいかかるかというところではあるんですが、一応私のほうから執行部のほうにお願いとしましては、説明15分ぐらいでお願いいたしますということで話のほうはさせていただいているところです。一応7日がそのようなところになっております。

あとは休会という形になりますので、もしどこか所管事務調査行きたいとかというような案があれば、8日になるのかなと思うんですが、その辺も御審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上になります。

○山形委員長 ありがとうございます。

説明がありましたように、6日、7日、8日と3日間委員会がありまして、6日、私たちがトップバッターで、議場で委員会をやるというふうなことで、事務局にこの6日で1日に塩原支所から選管まで結構あるんですけども、先ほども言ったんですけども、審議内容はそんなにないのかなんていう気がすると思うんですが、その他も

含めて6日1日でよろしいですかね。

〔「はい」と言う人あり〕

○山形委員長 じゃ、6日1日ということで、ケース・バイ・ケースで、お昼も時と場合にはあるかもしれないと思うので、準備だけはしておいたほうがいいかなと思うので、すみませんけれども、6日、午後になるかどうかというのは、ちょっとそのときの判断による。用意だけしておいていただければありがたいと思いますので、12月6日1日に委員会付託の審査、物によっては1日で終わらせるということでもよろしくお願ひします。議場に中継入るということで大丈夫ですね。

続きまして、7日ですね。7日に(1)から(3)の計画のものに関して、(1)と(2)と(3)というのがありますが、12月7日、明日、これは第1委員会室で10時から所管事務調査というふうな形で、第4次適正化計画、あと協働のまちづくりの行動計画、(3)が第3次那須塩原市行財政推進計画、これで(3)だけは議決案件ということで、(1)と(2)はここで説明を受けて、質疑があればということで、その報告というふうな形になってくると思います。ですから、これも説明15分、3本入れると午前中でどうか、皆さんのあれですけれども、この間、男女共同参画のやつは皆さん、私も皆さんに振ってしまったんで、Zoom1時間ぐらひはかかったんですが、予定では午前中でどうか終わるのかななんて気はしておりますので、12月7日もこの3つの計画に対しての調査事項ということで、7日にやらせていただきたいんですけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○山形委員長 6、7、8と、8日は所管事務調査というところで、私もちょっと検討したんですが、ちょっと検討させてもらって、行く場所もなかなかないのかなんていう気はするんですけれども、

皆さんのほうで何か、星さん、何かありますか。思い当たらない。無理して、あれです。寒いから。それもあるんですけども、全然何か特段ないかなという気はしたんですが、星さんがなければいかな。

○星委員 そんなことはないですよ。はるひさん。

○山形委員長 ないですか。伸彦さん、何かありませんか。

○鈴木(伸)委員 いや、ちょっと浮かばないんだけれども、ただ、塩原支所の指定管理者のところで、いろいろと提言はしているけれども、ちょっとまだ興味はあるんですよ。でも、今度はないか。

○山形委員長 皆さんの各常任委員会で提言出したのが10月の提言書、指定管理者とまちづくりについての10月18日に市長のほうに提出して、一応提言書出したんですけども、まだ回答が返ってこないんですよ。支所長なんかどんな回答をしたらいんですかと。いや、「前向きな…」とは言ったんですけども、それっきり電話かかってこなくなってしまうんですけども、あまり……

○鈴木(伸)委員 どういう風に出したらいいかというふうに聞いてくれたほうが変だね。

○山形委員長 だから、初めてみたいですね、その支所長が提言書をどういうふうに使った。いや、全部やりますと、それでいいじゃないですかと言ったら、それっきり本当に電話来なくなりました。余計なこと言わなければよかったのと思ったんですけども、まだ回答書が返ってこなかったんで、それを見てからもでもいいのかなという気もするんで、今考えている最中だと思うんで。

○鈴木(伸)委員 年度が変わってしまうけどね。

○山形委員長 いや、そんな感じで、8日、ほかになければ、皆さん休会という形でもよろしいです

か。

〔「はい」と言う人あり〕

○山形委員長 じゃ、6日、7日ということで、6日は議場で委員会、7日は所管事務調査ということで、10時から第1委員会室、3つの計画に対して調査事項ということで、そういうふうにさせていただきます。

6日の議場での席順ですね。もう皆さん、ずっと慣れていると思いますんで、この席順で特段もう……

事務局。

○飯泉書記 先ほどちょっと説明しなかったところが1件ありまして、ちょっと今までと1点変えます。というのも、議会モニターさんのほうから、暫時休憩に入って、いつ復帰するのかが分からないということで、ちょっと御意見いただいていたところがございます。ちょっと今回から試行的にちょっとやってみようというお話になってますが、暫時休憩というふうなことで今まで休憩に入っていたんですが、そこについて休憩に入って、再開は何時になりますということで言ってしまうということで、先日議会運営委員会のほうでお話が出まして、ちょっと試しにやってみようというお話になってございます。テロップのほうにも、今までは、ただいま休憩中ですというふうに流していたんですが、そこに何時何分まで休憩になってますというふうな形で流すというふうなことになってございますので、ちょっとその辺進行が変わります。

その影響で、ちょっとテロップ直すのに、直している間、ちょっとマイクを移動させることができない形になりますので、すみません、その他やるときには地声でお願いします。すみません、ちょっと執行部のほう、議員の皆さん、声を通るんで大丈夫かと思うんですが、執行部ちょっと声小

さい人がいるので、ちょっとその辺不安なんですけど、声張っていただくようにちょっとお願いしますので、ちょっとその辺御容赦いただければなと思いますので、よろしくお願いたします。

○鈴木（秀）委員 暫時休憩って本当に短い場合もあるじゃない。

○山形委員長 そのときもケース・バイ・ケースでやります。実はこの間、副議長とかも議会運営委員会でモニターさんの声で、テロップを見て、暫時休憩中となっていて、ずっと休憩で20分も待っていたら嫌になっちゃうと思うし、傍聴というか、せっかくの委員会の視聴をしないという声があったんで、じゃ、今回試行的にその他をしっかりと時間を明記して、モニターさんの声が出るんで、それで1回対応して、12月議会やってみようというふうな形で、技術的なことが多分事務局のほうであるというふうなことで、ですから、皆さん、その他の中で例えばいろんなものを聞きたいときに、もし直接窓口に行きかけて聞けるようなことでしたら、直接そちらで言ったほうがいいのか。あとは執行部に対して、事前に何か説明する場合は、事前に言ってもらっても、単純にしてももらって、ですから、その他を極力短くしていこうというような話があったんですけども。

○鈴木（伸）委員 だから、ちょっと言おうと思ったのは、それはまずいんじゃないのという感じなんだよ。だから、せっかく委員会で職員がここに来てて、その他のところでいろんな委員会の説明を受けた後に、思ったことを時間の制限を受けないでやっぱり自由に聞けて、わざわざこの時間制限を聞きながら、これここまで言うともうやめようかなとかね、それはそれで自由なんだけれども、あまりそういう議員としての時間的なプレッシャーを感じないままで今まで来られたのに、それをするによって感じながらやらなければいけな

いということのほうが、本来の議員活動としてはどっちがいいのと言ったら、そのモニターさんって何人見てるのという形の中で、それに対するプレッシャーを感じながらやるということのほうがマイナスなんじゃないかなというのをちょっと思っているんだよね。

だから、確かに窓口に行ったりもできるんだけど、それはモニターさんに気遣っているだけの話で、本来はここで聞ければそれで済むことなのをわざわざこれをじゃ後で聞こうとかと、何で議員がそんなにモニターさん何人かのために気遣わなきゃいけないの。本来議員はもっと自由に市民のためを思って、全体のことのために活動できる。なるべく制限を外したほうがいいんじゃないかと思ってるのそういう意見もあっていいんじゃないかなと思ってる。あとはみんなの合意なので、そういうものを主張する気はないけれども、そういうふうに考えたほうがいいんじゃないかなと思うところの検討はちゃんとしてないんじゃないかなと思うんでね。

○山形委員長 モニターさんからの声というふうなことで受けて、何らかしらの対応をしなければ、モニターさんも、ああ、私言ってももう無駄かなとかそういうふうなことも考えられるということで、せっかくモニターさん視聴している委員会の傍聴として皆さん書いているんで、今、伸彦さんというようなことももちろんあるんですけども……

○鈴木（伸）委員 そういう話もしておいてもらって、だから時間はさっき一応目安だけ言ってもらって、だからといって議員はプレッシャーを感じて、いや、これ質問言うのやめようとかということではなくて、一応目安だから。遅れたときはそういうことを話していたんですよということで理解してもらおうようなスタンスならいいかなとは思

んですけれどね。そういうふうに説明しておいてもらえば。

○山形委員長 ですから、委員の方も、その他のところにもう質疑の内容をぎゅっと何か言葉悪いですけども、だだだ聞くんじゃなく、もうやる前に、思いながら質疑するんじゃない、ああ、これは今日もその他で聞こうとか、あと審議している中で結構出てきますよね。その辺もやり取り素早くできるように、その辺の私たちのスキルと言うんですかね、その辺もちょっとやりながら、でも、全然質疑をするなというふうなことではないので、もちろん5分とか10分とか設けるとしますので、そのモニターさんの声に対してある程度改善するとこともちょっと理解はしていただきたいということと……

○鈴木（伸）委員 モニターに寄り過ぎだと思う。

○山形委員長 それに関して何か皆さん……

いいですよ、山本さん。

○山本委員 私、よく思うんですけども、議案の質疑ってちゃんとありますよね。それは公開しているんですよ。その他になって突然また議案の話をしてるのが結構あるので、やっぱりきちんと議決をしなければいけない議案、例えば予算とか決算もそうなんです、そういうものはその他に持っていかないで、きちんと本来そこでもまなきゃいけないものはそこで発言するように、皆さんの議員さんもそういうことをしたほうがいいと思うんですね。

前に、この議会じゃないですよ、前のときなんです、放送されないじゃなくて、つまり……

○山形委員長 議事録に載らない。

○山本委員 だから、その他になると、もう外に出なくなるじゃないですか。だからそこでしゃべると言った議員がいるんです、本当に。私、それはおかしいんじゃないのと。きちんと自分の発言は

残ってもいいし、本来おしゃべりの場じゃないのでということ言ったんですが、その各議員さんも、やっぱりその今やっている案件についての質問はそのできちんとして済ませていただいて、その他は本当にその他というふうを意識をしていただくことが必要だし、あともう一つ、モニターさんの意見って大切だと思うんですが、どのくらい議会のことを理解しているのかというのは意外と何か勝手な、勝手という言い方はいけないんですが、思いをそのまま話してる人もいますので、説明をしてあげることが必要なんじゃないですか。なぜ時間が測れないのかという、暫時休憩って分かりにくいですよ。そこで自由な討論をしているんだよということで、申し訳ないですけども、それは理解してくださいということをきちんとやっぱりモニターに話すことも必要だと思うんですよ。点数つけるなんてとんでもないこともやるみたいですけども、私はそういうふうに思います。

○山形委員長 ほかに何か皆さん、この……。

○玉野委員 暫時休憩の時間というのものもあるけれども、暫時休憩の意味だね。それを共有して、我々も共有するというのが大事なと思います。

○山形委員長 分かりました。

○飯泉書記 基本的に暫時休憩というのは暫時休憩。暫時ですからしばらくの間休憩なんです。

○山形委員長 基本的にはその場所から離れてはいけません。

○玉野委員 それは国語的な意味の理解だけれども、なぜそれをするのかということをお互いに共有するということ。

○鈴木（伸）委員 暫時休憩中にどういうことをしているのかということをお互いに説明して、ちゃんとしたそういう協議もしているんだ。だから、時間かかるときもあるんだよ。

○山本委員 お茶飲みしているんじゃないというこ

とをきちんと、何と言うんですか、……。

○玉野委員 進行するために、明確にするためにそういう時間を取って調整しているということが双方みんな理解して。

○山形委員長 分かりました。じゃ、皆さんの意見を聞いて、今度その暫時休憩の意味と、その他は委員会でこういうことが行われているということをお互いにしっかりと伝えて、そういうことでも一応改善にはなってますよね。ですから、今回、試行的にちょっとどういうふうなことでうまくいか、うまくいかないか執行部とのテロップのやり取りがタイム的にどうかいろいろありますけれども、今回12月それで1回やってみまして、その他に関しては、今、山本委員とか鈴木伸彦委員が言うように、全然その他で何もするなということじゃなく、議案に関することでしたら、委員会中に、申し訳ないですけども、何かそういうことになったら、僕はそのことは議案ですので、その他じゃないので、違う質疑でお願いしますということでもちょっと冷たくあしらってしまいますけれども、それだけ御了承いただきたい。

○鈴木（伸）委員 ちょっと待って。それは、はるひさんが言っているのは、議案で出したことをその他で話をするのはやめようという、徹底して。

○山形委員長 そうですね。

○鈴木（伸）委員 でも、自分は、議案で出て、後で、あれ聞き忘れたとかかね、そこでちょっと言いづらかったなということをお互いに言いたいときもあるんだよね。それを一切言うなということ、その他ということはお互いにも含めてやっているような気はするんだけど。

○山本委員 言いづらいというのがよく分からないんですけども、議案は私たちがだてて出てきたものを、それを議決するため、いいか悪いかと物すごい責任あるものを、言いづらいからその他

で言おうかなとか、言い忘れたから後でやろうというの、それはやっぱりまずいと思います。

○鈴木（伸）委員 それは審議、採択するかしないかということに関しての直接的なものはそうかもしれないけれども、何かそれに関連するようなことで、でも、あれ、こういうこともちょっとそういえば聞いてみたいなと思ったりするのが駄目かと聞いたんだよ。

○山本委員 議案書はもう渡されてるわけだし、自分は読んで、事前にここは聞きたいとか、ここは自分は疑問を持っているというものは、やっぱり事前に持っていなければいけないので、それを終わってから、その他で手を挙げるとするのは、はっきり言って勉強不足だと思いますし、そういうものはやめたほうがいいと。きちっと議員としての役割は果たすべきだと私はそう思います。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 委員長が今言いました、基本的に暫時休憩というのを今回の委員会で何分ぐらい取ろうという基本的に持っているんですか。それをまず出していただかないと。ですから、委員長が暫時休憩と言って、委員に何かその他でございませんかと言った段階で、テロップで何分と出すの、基本的には。

○山形委員長 一応今のところは、そこも試行的に、事前に執行部からその他の案件で何か説明あるときは、執行部から前もってその他でありますよというふうに言っておいていただければ、一応5分、10分、15分と言って、そのあれによってテロップを書いて。

○中村委員 それはその都度委員長が判断すると。

○山形委員長 そうなんです。だから、例えば10にしるとか、そこでテロップを入れろとやってみようという

○中村委員 極端に言うと、総務部は全部終わら

した。財政課の質疑が終わりました。暫時休憩ですよと。決を採りました。そのときに委員長がさかさ判断して、これは大したその他で意見が出ないなと思ったら5分。

○山形委員長 そうですね。

○中村委員 そういうものを委員長がもう常に判断をするという解釈でいいんですよね。

○山形委員長 はい。ですから、事前に執行部からその他でちょっと委員長、何かありましたら事前に言ってくださいと、もう委員会の前に入れとけば、ああ、これは5分以上かかるなと思ったら、10分。

○中村委員 テロップ入れると。

○山形委員長 はい。一応時間を明記するというところでまずやる。

○中村委員 そういう考えで1回試行錯誤でやりましょう、じゃ。

○山形委員長 この間、議運では一応そういうふうにしてやってみましょう。あくまでも試行的なので、ですから、さっき言ったその他のところで何もするなということではないので、ですから、あまりにも長いと、ちょっと私のほうでも判断して、それ以上に関しては改めて窓口のほうへ行って聞いてくださいと言って、20分だったら20分目安に頭に入れて、質疑は途中でちょっと切り取るとかそういうふうに判断をするときもあるということ。

○鈴木（伸）委員 今の話で整理すると……

○星委員 例えばその予定開始、今後15分後に会議再開予定ですとかと出ているじゃない。そこに若干時間の変更もございませぬみたいなことは書けない。そこまで書いてしまうとまずいかな。

○中村委員 ただ、休憩時間は15分で、これはきちっと取れるか、何時に再開できますということを言えるんで、要するに皆さんの意見の中で執行部

が変な質疑、答弁をしたときにもめるときあるじゃない。そういうときに10分、15分かかって、もうちょっと整理つかないよというときに委員長の采配が非常に大事な要素を含んでくるんで、それをしっかりとやれば、今言ったように事情を察して10分間暫時休憩という形で、テロップ出すのも可能であれば、それで1回やってみたらどうですか。

○山形委員長 もうですから、ちょっと長いなと思ったら、すみません、20分と言ったので、この場で切り上げさせていただいて、ちょっとそのことに関しては、また改めてとか何かそういうふうに言わせていただき、一度ですから試行的にやらせていただいて、難しいですね。

○鈴木（秀）委員 改めて聞いてくれって、非常にあれがちょっと。

○鈴木（伸）委員 これは確認ということで聞きますけれども、その他の意味ね、その他というのは先に議案で出てきたことは、もうその中に採決に関わろうと、関わらまいと、影響しようとしまいと、全部そこでその内容で聞いてくださいと。その他というのは、それ以外のことにすることのみで、今後……

○山形委員長 それがその他

○鈴木（伸）委員 いきましょう、ということを徹底するということですね。

○山形委員長 はい。例えば今回も条例があって、途中で採決をしたんだけど、ちょっと待てよ。その他で条例、いや、そうしたらすみません、先ほどは可決されましたよ。採決されましたので、その条例に関してのその他はありませんので、違う質疑をお願いしますというふうにしないと、私たちもずるずるその他で聞いて……

○鈴木（伸）委員 その他なのかい。

○山形委員長 その他なんです。議案は議案で乗っ

かってきていて。

○中村委員 その他ですから、財政課に言えば財政にその他で税収が上がったとか、そこら辺は聞いてもらうのはいいけれども。

○山形委員長 あとはちょっと私の委員会だったら、ちょっと委員長、ちょっと何かその他であるからとちょっと言っておいていただければ。山本さんが財政課で何かある程度ちょっと聞きたいんだけど言えば、ちょっと頭に入れといて、もしあればですよ、事前に。でも、途中でひらめいてしまうときあるんで、何ともあれですけども、その辺はちょっと皆さんとうまくやり取りしながらやっていきたいということで。

○星委員 要は討議のほう、討論か討議だけ。

○山形委員長 議員間討議。

○星委員 議員間討議を活発にさせればいいんだよね。

○山形委員長 そうですね。多分鈴木伸彦さんが言っていて、何かなと思ったのは、議案討議の中で言っていて、ちょっとこれ委員長、どうかなと言ってくれたほうがすっきりするんじゃない。

○鈴木（伸）委員 いいですよ。自分とは言わず、過去にその他でそういうふうにならなことをそこで言わないで、後から言っている人もいたので、でも、自分はそれは決して悪いことではないと思っていたのね。そういう人がいたときに、それについて聞いてるんだな。あのとき聞けなかったからとか、再質疑と。もう決まった後にね。これはそんなに抵抗はなかったんだけど、今後はそれもしない。ほかの人もやらないんだなと。

○山形委員長 議員間討議の場でちょっと聞きにくいんだけど言ってもらっても、僕は全然そのための討議だと思うんで、その中では……

○中村委員 議員間討議はもうオープンでもいいんだよね。

○山形委員長 そのために、やりませんか、鈴木さんと僕言う。

○鈴木（伸）委員 余計なことをしゃべっちゃった。

○山形委員長 何かちょっとあったら討議の中で言っていた方がいいが、皆さんで。

○中村委員 そういうはっきりしてれば、委員長の判断に任せますから。そのようなことで進めるといのはもう大変でしたけど。

○山形委員長 12月はそれでちょっと乗り切って、また修正しながら3月の議会に向けて、事務局はちょっと大変と、あと副委員長あたりにサポートしてもらいながら、5とか10とか言って、そういうふうなことで少し頑張って対応させていただきたいと思いますので、委員会のその他はそういうことで。多分ほかの委員会は言ってないと思うんですよ。

○玉野委員 試行という頭を入れながら。

○山形委員長 はい。

○中里副委員長 あくまで議員間討議って質疑の中で行われる議員間討議ですので、執行部に質疑を繰り返しても大丈夫ですよ。確認のために。なので、それも含めて議員間討議もできますので。そういう中で議論を深めて採決するという形を取る。その他の中で意見を述べるというのはやっぱりちょっと今までも違うだろうというのは我々もちょっと あったんで。本当はるひさんの言うように、議案に関することに関しては、やっぱりその議論の中で、そのテーブルの中できちんと話し合っ採決するのが一番、議決するのが一番いいだろうというふうに私も同じように思います。

○山形委員長 私も口述書の中で、質疑の途中ですが、ここで議員間討議を始めますと言っているんで、まだ質疑はやられてる中ですので、まだ質疑は閉じてませんので、今回皆さん頑張ってそちらのほうでうまく対応していただきたいと思います

ので、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○山形委員長 ちょっとなかなかイレギュラーな部分が出てくると思いますが、皆さんの御協力をお願いします。

はい、どうぞ。

○相馬委員 今のお話で1点。まず、委員長口述に、議案に対する審査が終わりました。この後、その他の審査に入りますので、暫時休憩いたしますと言ってくれば、審査をやったので、暫時休憩ですというふうになっているので、ただ、暫時休憩だと、僕らはお茶飲んでいると思われる、モニターさんに。何でこんなに休憩長いというのはそういうことなので、モニターさんにいるときにそういう話だったので、ちゃんと委員長口述の中で案件の審査事項は終わりました。ただ、この後、その他の審査を行いますので、暫時休憩に入るといふに言ってもらえば、何やってるかは分かっているので、ただ放送されてませんよということなので。その他のところね。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 いいですか。もうかつてのことなのであれなんですけど、私、委員長していたときには、基本的にその他はないと言われました。その他というのはあり得ないんだよと。審査しているところにその他でぶつぶつああだ、こうだというのはなくて、それは委員会ですらでもそういうものがたくさんあるなら、1年に何回か委員会を開いて、そのときに意見をまとめて、このことはじゃ、全員で共有して聞こうとかと、そういうのが委員会なんだから、その他があること自体が変だと言われました。

私、実はもっと言うと、何でその他の部分を放送しない。つまりその他の部分はないことになってますよね。何でと、まずはそれを聞いたときに、

その他はあっちゃいけない、もともとはというふうに、どなたに言われたか忘れましたが、私はそうやって聞いているので、今すぐその他が増えているのはやっぱりまずいと思います。

モニターさんはそういう事情を分からないで好きなことを、感じてることを言ってらっしゃると思うんですが、やっぱり議会のほうもこの暫時休憩がもし25分あったのは、別にお茶飲んで、トイレ行ってるわけじゃなくてということは説明をきちんとされて、モニターさんが言うことを全て受け取ってやることだけではないと思うんですね、というふうに思いますので、やっぱり私たちも、その他は何ぞやとかよく考えて、審議する場はきちっとやっぱり議案の審議をして、言いつらいとかいう、先ほども言ってらっしゃいました。言いつらいとか言いつらくないというのは議員としてはおかしいと思うんですね。考えはきちんと言って、そこへ、いいですよ、言ったことは別に。そうやっていいものをつくっていく。妥協しながらそうだよねとなっていくのに、何かしゃんしゃんでやろうとするのはまずくて、言いにくいことはその他で言っちゃえというのは、やっぱりその考えは私はそうじゃないだろうなというふうに思っていますので、委員長さんもちゃんとかじ取りをしてやっていただきたいと期待をします。

○山形委員長　じゃ、その他に関しては、今言った口述書に関して、しっかりちょっと文言の整理して、中村議員にちょっと聞きたいんですけども、前ってその他って委員会にはなかったんですか。中村さんが。いつの間にかその他が出てきた。

○中村委員　今みたくそうあれだったの。

○山形委員長　その他がなくて。

○中村委員　付託所管の議決終わって、その他やるでしょう。それで、今度総務部が終わりますと、総務部で全部的にありますかと、こう来るから、

要するにだから、時間の暫時休憩と、その休憩を議場でやるから放送されますよというんで、結構暫時休憩がばたばた入るわけ。そうすると、モニターさんは、一般の視聴者から見ても、何だ、お休みばかりという、そのイメージが強いんで、ある程度その他をやる場合には、まとめてやる仕組みを考えたほうがいいね。

○山形委員長　そうですね。今回は塩原支所をやって、総務福祉課やる、産業建設課やって、続きまして西那須野と入れるたび執行部入替えるから、暫時休憩するから、私も分からないからこんな暫時休憩してるのかなと取られかねない。それと、先ほど伸彦さんが言うように、そこにその他が入っているから、もうちんぷんかんぷんになっている方は、それは正直な声だと思うんで、その辺もちょっと整理しながら、今回はちょっとまたそれで課題が見えてきたら、しっかりと3月の委員会で対応する。

先ほど相馬委員からが出されました、その他の前に審査事項は終了することで、ちゃんと口述書のほうもしっかりと書かせて対応させていただきますので、また山本委員が先ほど言ったその他に関して、ちょっとその辺を調べて、しっかりとその辺も対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山本委員　もう一つあるんです。なし崩し的とは言わないんですが、委員会って前は外に出してなかったじゃないですか。委員会室でやってたときは。それがコロナの関係で、議場でやるようになって、放送したんですけども、やっぱりそれに関してはいきなり決め事、つまり全部流れてしまうわけですよ、やってることが。なので、これからはそれを基本として、コロナが終わっても議場を使って外に見せるのかということって結構大きなことだと思うんですよ。委員会をどこまで見

せるというか、放送するのかというようなことも含めて、そこは議運できちんとやっぱりもんでいただいたほうがいいのではないですか。これ暫定的なものであるのか、あるいは全部を放送して外へ出したいのかということも含めて、じゃ、その日だけでいいのかということもあるし、今回1日で終わるんでいいんですけれども、その辺はやはり大きなことではないかというふうに思います。言うところがないんで、すみません。

○山形委員長 分かりました。議運のメンバーはいますんで、その辺は分かりました。

今コロナで、議場で皆さんに見せたいがためにこうやってますけれども、今後の委員会運営の中でもちゃんと傍聴できるように、委員会中継が本当に果たしてそのままやるのかということもちょっと頭に入れさせておきますので、分かりました。

○相馬委員 今の議運ではないですけども、私が委員長のとときに、委員会中継は全部行いましょうというような意見になって、委員会室にカメラと中継できるシステムをというお話をしたんですが、当然予算的に全然無理で、結局は新庁舎ができるからそれまでは待ちましょねということでやっていたんですけども、新庁舎がいつになっても計画が。じゃ、どうするか。委員会は中継すべきですよという、会議の規定は本会議と委員会となっていて、これは公開とすると。しかも那須塩原市議会の場合は会議は全て公開とするというのが基本条例に載った。じゃ、全部公開ですよ。何も設備がないので公開ができませんではなかなかまずいので、これ、もしかしたら順番に議場を使えば、議場は公開できるのではというんで、今のシステムを暫定的に使っているということなので、本来は全委員会を中継するというのは、一旦はそういう決まり事はしたことはしたんですがというところですね。

○山本委員 分かりました。すみません。

○山形委員長 新庁舎がいつになってもあれですけども、そういうふうな相馬前議運長のそういう話というのは何となく私も思い出しましたので、常に見られてるということで、緊張感を持って委員会をしっかりと進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

何か委員会について、伸彦さん、大丈夫ですか。

○相馬委員 今、協議事項でいいですか。

○山形委員長 協議事項、はい。

○相馬委員 1点だけ。先ほど(3)はもう議決案件としてあります。(1)、(2)はもう報告案件ですというような委員長の認識だという話だったんですけども、当然その説明を聞いて、これ議決案件にしたほうがいいとなった場合は、当然変えられるという認識でいいんですよ。

○山形委員長 そうですね。

○相馬委員 ということでいいんですね。

○山形委員長 はい。

○相馬委員 分かりました。

○山形委員長 (1)と(2)に関しては、委員会の中で、それもこれはちょっとここだけの報告ではなく、議決案件にしなければならないという、この委員会の総意で議決案件に持っていくということがありますんで、それを議運に投げる。でも、(3)だけはもう結局決まっていますんで、ですから、(1)と(2)に関しては、ちょっと委員長、議員間討議の中とかで、ちょっとこれは議決案件だよというところは総務企画だけではちょっと、皆さんの意見も聞きたいなというときには、先ほど議員間討議の中で諮って、議決案件に持っていくということもありますので、その辺は皆さん……

○相馬委員 あくまでも議決案件として来ている。報告案件としての執行部からの意見としてそうなるよということでいいんですよ。

○山形委員長 はい、そうです。

○山本委員 そうしたいということですよ。

○山形委員長 はい。

○相馬委員 執行部はそうしたいということですよ。この協働のまちづくり行動計画なんていうのは、一般質問でさんざん出てる話なので、じゃ、報告案件ですよと言われて、報告案件でいいのかなとかというのはきっちりやったほうがいいかなと思ったので。

○山形委員長 ですから、その執行部の説明があったときに質疑しかりと。納得いかなかったら皆さんでまた議員間討議で、いや、委員長、これはやりましょうというのでしたら、その辺はしかりと皆さんと、採決取ってやりたいと思います。ですから、(1)と(2)はそういうふうな考えで、ちょっと執行部にもしかりと脅しをかけると言っただけは悪いんですけども、それぐらいの緊張感を持って質疑、事前にこれはもうみんな分かるんだよね。来ているんだよね。

○飯泉書記 資料はまだちょっと頂いてませんが、来たらすぐ会議の前には入れるようにいたします。

○山形委員長 当日見て、当日入っていても、やっぱりあれだから、出次第お願いします。

○山本委員 これパブコメが出てなかったっけ。

○山形委員長 パブコメは……

○鈴木（伸）委員 今面白い話だったけれども、立場上、副議長の話ね。これ確かに制度変わって、報告案件は報告案件ともう執行部で選べるみたい基準があったと思うんですけども、これ、どこか採決する場はあるの。これは報告案件はやめて、いや、これはもう議案案件だというふうに、内容が議会側が気に入らないから。それじゃ駄目だとなったときに、執行部が言うこと聞かなければ、これは採決でこれ駄目って本会議に出すという話になるわけでしょう。だから、そこをじゃ、これ

は議運で諮るのか。委員会で説明を受けたんだけど、これは議案案件として扱いたるところはどこかで諮る。今回は諮る予定はなかったのかなと思った話なんだけどね。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 まず議案の取扱いは、議案の取扱いの決定権は全て議運にあるというのは御存じのとおりで、今回全部議案として出てこないものを、各常任委員会で説明してくださいというふうにしたんです。なので、今事前説明をやっているという状況です。議案としてくださいという決定ができるのはこの常任委員会なんです。各常任委員会で説明を受けて、これは報告ではなくて議案としてくださいというふうに常任委員会で言えば、向こうでさらに判断をして議案になるのか、やっぱり報告ですと言ってくるのかはまた執行部のほうの都合でということになるんですが、最終的に上程された取扱い自体は議運で決定です。取り扱われる議案になるかならないかは、今後は常任委員会で説明した上で、議案にしてくださいという要請ができるということです。

○鈴木（伸）委員 そうすると、行政の判断を委員長としてどこかでやるのかということだね、今のを聞いたら。

○山形委員長 全員……

○鈴木（伸）委員 決めとか聞いて、これは要請しましょうという判断を聞く。

○相馬委員 今までは一切説明だけで、これは報告案件ですと来て……

○鈴木（伸）委員 ただ説明してかえって終わっちゃうじゃない。

○相馬委員 議運では、要は議案の中身は聞けないんですよ。取扱いをする。聞けないんです。聞けないのに判断してたんです、議運で。報告でいいですよ、いや、これ議案ですよと判断した。中身

聞けないのに何で判断してんだという話になって、じゃ、各こういう案件については一旦委員会ですって、本当にこれは報告案件でいいのか、議案として取り扱うべきなのか、各常任委員会で判断しましょうと、そういうふうになったんで、今こういうふうな形式を取っているということです。

○鈴木（伸）委員　なので、そのことを踏まえてないんだけど、だから片方は、3つ目は確実に審議案件ですよ。その上2つは報告案件で来ますよ。だけど、その心は今言ったことを踏まえて説明を聞くんですねということでもいいよね。

○山形委員長　はい、そうですね。

○飯泉書記　すみません、ちょっと1点補足させていただきます。いいですか。

○山形委員長　はい、事務局。

○飯泉書記　一応は今回出てきているものについて、執行部のほうから議決でいいので、議決だよ、報告でいいよねというふうな判断で執行部のほうが出しているわけではないです。今11条に定める計画はこれですよというふうな決定をされているがあるので、その決定に従って今出しているというのがまず1点。

あと、すみません。一応先ほどちょっとあったんで、1点なんですけれども、今議会基本条例の11条の改正のときの案件を出させていただきました。一応その規則に定めるように変更できるんですけれども、一応その定めるものというのは第2号にあります市政各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画というふうになってますんで、判断基準はそこで判断してください。さっき面白くないみたいな話がありましたけれども、あくまでこの基準はここにありますので、重要なもので、これ政策、イメージで言うと総合計画の1個下ぐらいの計画というイメージになると思うんですが、それだなというふうに判断したときに

は議運にかかるというようなところで判断していただければと思いますので、補足になります。よろしくお願いします。

○山形委員長　(2)が重要で、このやつの市政各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画で規則で定めるものと頭に入れておいて……

○鈴木（伸）委員　説明を受けたときに、そこにどういうふうにつかかってくるか、つかかからないかの判断であって、内容……

○山形委員長　判断の基準はそれで。

○鈴木（伸）委員　いいかどうかは、内容がこれで執行部が動いていくと、駄目よと言うときは、そこで意見言うだけなんだね、それじゃね。

○山形委員長　そうですね。違うか。

○相馬委員　いや、最終的にどうしてもみんなが理解できなくて、いや、これはもう議案としてもらって修正動議にかけたいという話になったら、議案として上げてもらうしかないということで、究極の選択だ。

○鈴木（伸）委員　微妙だよ。さっきのレベル的な話はね。

○山形委員長　そうですね。

○鈴木（伸）委員　内容に関して執行部で考えてるのと、市民側として、議員としてその内容が違うんじゃないと思ったときに、議案に上げれないレベルのものじゃないよと言われて、もうそれで、そこね。

○山形委員長　山本委員。

○山本委員　私が議運長やったときに、多分これ結構報告にするかずっとやったときに、一番は国が決めたことだから、国から下りてきていることで、もう2回やって第3次だよみたい、そういうものは全部報告にさせてくれというふうに言われました。市独自のものは別として、それを最終議運で決めて、これは議決だ、これは報告だとやって

たものを、今の副議長の話だと、そうなったものについてもひっくり返るといふか、ここの中でやっぱりこれは議決にしてくれというふうに言えるというのは何かすごく大きなことだなど。つまり議運で決めたことに関して異議申立てをするみたいな感じにはならない。

○相馬委員 これ上程されるのはどうせ3月議会ですから。

○山本委員 そうです。

○相馬委員 3月議会の上程案なんで、そのときに報告にするのか、議決案件にするのか、報告案件にするのか……

○山本委員 事前のことということ。

○相馬委員 これ事前のことですから、別にまだ議運が報告案件ですと決定したのに、いや、そうじゃなくてということではない。

○山本委員 ごめんなさい。

○相馬委員 今その説明を事前にレクチャーするというだけなんです。

○山本委員 これ全部のじゃ、委員会がこういう感じで……

○山形委員長 そうですね。ですから、今回うちだけじゃないですよ。ほかの委員会の計画も全部投げているんで、同じようなケースが出てくると思うんで。

○山本委員 その結果は皆さんにも知らせるといふことになるんですか。それこそ報告をしてくれるんですか。

○山形委員長 委員長報告で、このケースに関しては報告ではなく、議決案件として議会運営委員会に報告する、そんな感じでいいの。

○飯泉書記 すみません、そういう意味ですと、今回の案件については付託案件ではないので、本会議の委員長報告ではやらない形で。ただ、こちらのほうで案件が出た場合は、次回になるかちょっと

と分からないですけども、議運に諮られる形になりますので、議運の結果ということで皆さんにお知らせという形でお知らせにはなるんじゃないかと。

○山形委員長 あくまでも今回委員会付託じゃなく、所管事務調査の中の調査ですので、そこで……

○山本委員 事前によく勉強しようということなんですね。

○山形委員長 はい。まだ時間がありますので。

○山本委員 分かりました。了解です。

○山形委員長 そのほうは理解していただきたいと思います。その中でまた3月議会に向けてしっかりやっていきたいと思いますので。

○山本委員 活性化ですね。

○山形委員長 はい。ちょっとなかなかややこしいんですけども、判断の基準が。ですから、今ちょっと私も曖昧だったんで、そのフローみたいのですか、そういったものでちゃんとこれは議運に行くということ、ちょっと事務局と、こういう感じは、ちょっとフローチャートみたいなことを何かつくりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○山本委員 理解しました、私。

○山形委員長 はい、分かりました。

○中村委員 こういうことあるから、その他なんて結構多いんだ。

○山形委員長 じゃ、すみません、ほかに皆さんのほうで何かございますか。協議事項ですね。よろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

—————◇—————

◎その他

○山形委員長 それでは、3のその他、大きいその

他、このその他は何でも聞けるその他です。

相馬委員。

○相馬委員 これ状況によって7日の常任委員会ではオンライン会議になる可能性とかというのはあるかないかは考えていらっしゃるんですか。6日は議場ででしょ。

○山形委員長 議場でやらなくてはならないんですけども、この間の議会運営委員会の中での、12月議会の対応ということで、ちょっとすみません、議運のほうだったんですけども、12月定例議会の対応についてということで半数入替えはしませんということで、本会議及び委員会はもちろん簡潔な説明をするということで、あとは執行部の出席者も通常どおりということで、傍聴も制限ないということで、あとは何だ。

○相馬委員 議運では聞いているんですけども、そうすると、もう第1委員会室とさっき言ったんで、それがオンラインになる可能性はもうゼロだということでもいいかどうか。

○山形委員長 なるほど。一応ちょっとあれなんですけれども、10のその他で新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては会議期間の短縮、一般質問の中止、その他必要な措置を行うことがある。その他必要な措置というふうな中で、その中でできれば私はオンラインではなく、皆さんとしっかり議論したいと思うので、その辺の判断は、なるべく早く皆さんにZoomではなく、7日、ここに来れるようにしたいと思うんです。本当最悪の場合はZoomということもあり得るということでちょっと頭に入れていただきたいと思いますので、よろしいですね。その他の必要な措置とか。そうです。

○飯泉書記 すみません、私からの補足なんですけど、そういう意味ですと、今のところZoomで何かやろうというふうな動きは事務局のほうでもない

ですが、来週の中で議員さんの中で濃厚接触者がいっぱい出ちゃって来れないとかという場合に、じゃ、運営どうするんだという話になったときに、うちの委員会だけではなく、ほかの委員会も含めた上でどうするというお話は出ないとは言い切れないかなと思います。ちょっと正直今の段階では何とも見えないです。多分直前にならないと分からないところはあるかとは思いますが、そういうことがなければ、まず間違いなくこちらでやるというふうな想定でおりますので、よろしく願います。

○山形委員長 ちょっといつになるか分からない。いつかかるというのも分からないですから、その辺は柔軟に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

皆さんのほうでその他、ほかございますか。大丈夫ですか。

じゃ、うちの委員会だけちょっと白熱して、計画とその他について、ちょっと私のほうも12月の委員会運営の中でその他も含めてしっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○山形委員長 それでは総務企画常任委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

閉会 午後 零時

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

令和4年12月6日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員長	山形紀弘	副委員長	中里康寛
委員	鈴木秀信	委員	星宏子
委員	相馬剛	委員	鈴木伸彦
委員	中村芳隆	委員	山本はるひ
委員	玉野宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	小泉聖一	企画政策課長	高久修
企画政策係長	関根達弥	行政経営係長	高野幸大
デジタル推進課長	村松一紀	システム管理係長	根岸邦行
統計データ係長	高根沢めぐみ	秘書課長	後藤明美
秘書課長補佐	伊藤良司	秘書係長	松本寿道
秘書課主査（係長級）	鎌田栄治	情報発信係長	大貫啓子
市民協働推進課長	渡辺直次郎	市民協働推進課長補佐兼ダイバーシティ推進係長	井上早人
自治振興係長	相馬紀子	協働推進係長	渡辺麻美子
総務部長	小出浩美	総務課長	平井克巳
行政係長	渡辺英俊	人事研修係長	栗川成人
総務課主査（係長級）	高野桃子	給与厚生係長	柳英希
財政課長	広瀬範道	財政課長補佐兼管財係長	渡邊真紀
財政係長	吉村明倫	契約検査課長	浅賀保幸

契約検査課長 補佐兼 検査係長	齊 藤 哲 也	契約係長	伊 藤 陽 子
課税課長	福 田 正 樹	課税課長補佐 兼国民健康 保険税係長	磯 将 央
西那須野 支所長	久 留 生 利 美	総務税務課長	佐 藤 和 穂
総務税務課長 補佐兼 総務係長	大 森 美 香	税 務 係 長	大 場 貴 晃
塩原支所長	板 橋 信 行	総務福祉課長	江 連 宣 仁
総務福祉課長 補佐兼総務 税務係長	渡 邊 静 雄	福 祉 係 長 兼市民係長	大 島 正 之
箒根出張所 所長補佐	洪 井 尚 子	産業観光建設 課 長	鈴 木 幸 浩
産業観光建設 課長補佐兼 建設係長	宇 山 雅 人	産業観光建設 課 副 主 幹	増 山 博 久
農林係長	生 井 龍 介	観光商工係長	松 本 英 治
会計管理者兼 会計課長	田 代 宰 士	会計課長補佐 兼歳入係長	添 谷 弘 美
歳出係長	八 木 澤 佳 代	選挙管理委員 会事務局長	八 木 沢 信 憲
選挙係長	本 澤 英 紀	監 査 委 員 会事務局長	選挙管理委員会事務局長兼務
固定資産評価 審査委員会 書記	選挙管理委員会事務局長兼務	固定資産評価 審査委員会 書記	選挙係長兼務
公平委員会 書記	選挙管理委員会事務局長兼務	公平委員会 書記	選挙係長兼務

出席議会事務局職員

議事調査係長 長 岡 栄 治 書記 飯 泉 祐 司

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

〔塩原支所〕

- ・塩原支所長挨拶

〔総務福祉課〕

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[産業観光建設課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）
- ・議案第104号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第5号）

[西那須野支所]

- ・西那須野支所長挨拶

[総務税務課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[総務部]

- ・総務部長挨拶

[総務課]

- ・議案第85号 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- ・議案第87号 那須塩原市部局設置条例の一部改正について
- ・議案第88号 那須塩原市情報公開条例の一部改正について
- ・議案第90号 那須塩原市職員の定年等に関する条例等の一部改正について
- ・議案第92号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[財政課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[契約検査課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[課税課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第103号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第5号）

[企画部]

- ・企画部長挨拶

[企画政策課・市民協働推進課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[デジタル推進課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[秘書課]

- ・議案第97号 「日本国・那須塩原市」と「ベトナム社会主義共和国・カントー市」相互協力に関する協定の締結について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[会計課]

- ・会計管理者挨拶

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

[選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会]

- ・選挙管理委員会事務局長挨拶

- ・議案第89号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○山形委員長 皆さん、おはようございます。

今日、窓を開けたら一面に広がる雪景色で、タイヤ交換していないなと思いながら、朝慌ててしまいました。

その白い雪とともに、日本代表に白星をもたらせてくれるかなと思いましたが、一生懸命、夜起きて応援していましたが、残念ながらPK戦の末負けてしまい、本当に日本代表の皆さん、大変お疲れさまでした。勇気と感動をいただいて、いちご一会とちぎ国体でも、スポーツが与える感動というのは本当にすばらしいものがあると、つくづく思いました。日本代表の皆さん大変お疲れさまでした。

昨日までの一般質問、そして今日からは、各常任委員会における予算常任委員会と全体会ということで、委員の皆様にはしっかりと御審議していただきたいと思えます。

それでは、ただいまから12月定例会議の総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名であります。

審査の日程及び審査順は、お手元に配付の次第のとおりとします。

今定例会議におきまして、当常任委員会に付託された案件は、条例の制定及び一部改正の案件6件、協定の締結案件1件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件3件であります。

この予算に関する案件につきましては、関係所管課のところ、随時分科会に切り替え審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とと

もに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げます。

着座にて行わせていただきます。

それでは、審査事項に入ります。



◎塩原支所の審査

○山形委員長 初めに、塩原支所の審査に入ります。

初めに、塩原支所長から御挨拶をお願いいたします。

支所長。

○板橋塩原支所長 （挨拶。）

○山形委員長 ありがとうございます。



◎総務福祉課の審査

○山形委員長 ただいまから総務福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

総務福祉課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。



◎議案第101号の説明、質疑、

討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○江連総務福祉課長 （議案第101号について説

明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木(伸)委員。

○鈴木(伸)委員 おはようございます。

単純なことなんですけれども、これから全て多分そうだと思って質問させていただきますけれども、電気料金、どこでも今回電気料金を上げているんですけれども、これって単価が幾らから幾らになったのか、その上がった単価の根拠だけで結構なんですけれども、御説明いただけますか。

○山形委員長 鈴木委員、今回2つあるんですけれども、その両方合わせてということですか。

○鈴木(伸)委員 すみません。ページ、6ページで、あとは全部推測、今後ほかの全ての庁内の単価のことは同じだと思うんで、そこで説明いただければと思います。

○山形委員長 じゃ、課長。

○江連総務福祉課長 こちらの算出につきましては、本年度と昨年度の上半期の分の電気料金の支払いを比較いたしまして、単価といたしますか、その上昇率で積算をさせていただいております。その上昇率を下半期分の支出見込額としまして、不足分を見込んだところでございます。

上昇率としましては、1.3043倍というところで、ちょっと単価につきましては申し訳ございません、比較ちょっと今手元にございませませんが、その上昇率で算出してございます。

○山形委員長 同じ箇所質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。6ページです。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 5ページの1003事業のその他委託料で

ございますが、市有地の隣接地からの要請ということですが、その市有地は具体的にどこの場所でしょうか。

○山形委員長 課長。

○江連総務福祉課長 こちらは地番でいいますと、塩原1330番地の8というところ、旧ホテル塩原ガーデンの南側に隣接している土地でございます。広さにつきましては320㎡ほどの土地のところでございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。

これは市有地ですけれども、使用はどのような使用をされている敷地なんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○江連総務福祉課長 こちらは特に何かというところで使ってはいないんですが、強いて言うならば、塩原地区のごみのステーションになっている場所でございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 今、300㎡というふうにお伺いしたんですが、ごみステーションのほかは単にただ敷地があるというだけの市有地ということでしょうか。

○山形委員長 課長。

○江連総務福祉課長 そのとおりでございます。

○山形委員長 ほかにこの箇所、質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、質疑の途中ですが議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務福祉課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

会議の再開予定は10時15分となります。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時15分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎産業観光建設課の審査

○山形委員長 ただいまから産業観光建設課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

産業観光建設課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

◇

◎議案第101号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○鈴木産業観光建設課長 （議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。星委員。

○星委員 予算執行計画書11ページの2項3目の観光施設管理費の1003事業、公衆トイレ等駐車場道路管理費、減額になっていますけれども、予算が余ったのか、あれだったのでということだったんですけれども、その理由を伺います。なぜ、減額となったのか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 こちらの理由といたしましては、入札によりましてその執行が当初の見込額よりも大きく下回ったことによりまして、この不用額590万何がしを減額するということになります。

以上です。

○山形委員長 星委員。

○星委員 見込額が多かったといいますが、入札が多かったということだと思わすけれども、これは公衆トイレだったりとか、要は維持をする箇所が減ったためにそういうことになったのかということを知りたいと思わすけれども。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 今回の業務委託、清掃、公衆トイレの清掃業務委託につきましては、当初見込んでいた設計よりも大幅に安くやっていただけという業者さんが現れたということございまして、当初の見込みの内容から業務の内容を変えたとか、そういうことではございませぬ。

○山形委員長 星委員。

○星委員 大幅に安くやっていただけということで、安くなることによつて、何というんでしょ、仕事の業務内容が減ったりとか、要はどこかで合わせなきゃいけないところつて、コスパがいいというんでしょ、今でいえばやっぱりコスパという話になるんでしょけれども、そればかり求めてしまつて、要は質の問題ですな。質のほうの低下は招きかねないと思わすんですが、そのあたりはきちんと管理はされているんでしょか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 現在、業務につきましては、業務の作業日報、それから業務実施の状況写真、それから清掃後の現場の確認等で実施状況を確認しておりますが、それらを含めて、以前よりも質が下がったということは見られない状況でございませぬ。

○山形委員長 同じ箇所について、質疑のある委員の方いますか。

山本委員。

○山本委員 今のところなんですけれども、とても安くその委託を受ける業者が現れたということなんですな、それで仕事内容も遜色なくやっている

ということでしたが、ということは、今まで非常に高いお金でやっていたというふうにも考えられるということですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 そこにつきましては、その部分につきましては、今までの作業の状況、それから現在の作業の状況を比較しましても、今まで非常にお金をかけ過ぎていたという状況は感じられないのかなど。やはり、人の配置、それから兼務といひますか、いろんな業務と企業努力によつて今回生み出されたのかなというふうに解釈しております。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 どういうふうには仕事をされていたのかというのはよく分からないと思わすけれども、入札をするときに、市のほうはずつと多分ここを公衆トイレや駐車場や道路管理をしていたところだと思わすので、今までの何というんですか、仕事と値段というものは、すり合っていたというかだと思わすんですな。

これ、大きく下がったのでということの理由なんですな、このくらいの仕事だったら、これ以上下げることはないみたいな下限というのは、この入札にはないと思わすか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 今回の場合、下限値というのはございませぬでして、昨年までシルバー人材センターさんのほうで業務のほうを受託していただいたところなんですけれども、今年度、民間の業者さんのほうで受託となりまして、こういう結果になったところございませぬ。

○山形委員長 ほかに質疑のある、同じ箇所ですな、中村委員。

○中村委員 以前シルバーでずつと、シルバー人材センターに指定管理を頼んでいたものを、新しい

企業をお願いをしたらこれだけの減額になったというお答えだと思うんですが、そうしますと、今までの積算が非常に甘いものの中で取り組んでいたものが、民間というか一般の企業であれば安くしますよという結果で、この金額になったという解釈でよろしいんですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 やはり、今回受託されている業者さんが、非常に安く受託されて実施しているというふうに感じております。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 シルバー人材センターさんにはいろんな公園とか、あと那須塩原市全体的に大きな金額でいろいろな指定管理をやっている経緯もございますんで、急にシルバー人材センターが高くやっていたということは言いたくはないんですが、一般の企業からして、急にこの金額ですと2人ぐらいの件費が浮くような金額でございますんで、安く努力をされたという経緯は分かるんですが、もっともっと全体的に努力をしていかないと市全体でね。

塩原支所さんが一生懸命頑張ってくれたというのは理解できるんですが、そういうことを考えると、那須塩原市の指定管理制度もしっかりと見極めていかなきゃいけないということにまで発展しかねないものですから、大体今までですと、公募にシルバー人材センターしか来なかったという形の中でやっていたのか、それとも今回だけ公募したならば、2者、3者の方が応募されたという形で結局入札になって、安くなったという解釈でよろしいんですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 現在受注されております業者さんにおいては、今回の仕事はどうしても欲しかったというところがございますし、そういう

ことは聞こえてきておりますので、そんな中でかなり企業としては努力されてといたしますか、利益を度外視して受注されたのではないかなというふうにも感じております。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 そういう結果でない限りはなかなか出ませんが、発注者自身がひしひしと感じるぐらいに感じるのはいいんですが、やはり市全体で考えますと、今まで発注した経緯を初めて変えてこのように下がったのか、それとも今後全部そういうふうにして見直していかなきゃいけないかというものにまで発展しかねませんので、しっかりとこれをちょっと議論させていただきたいなという気になりましたんで、もともとはこれは総額幾らぐらいの発注でしたか、ちょっと確認させてください。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 当初、業務委託といたしましては、約1,100万の設計で発注かけております。そんな中で今回の受注金額になっているというところでございます。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 大体半額に近い金額と推察されるんですが、本当に努力をされて取っているということもありますが、なぜ今までそのような企業は入ってこなかったというものにも今度考えていかなきゃいけないんですが、その方は今まで応募されていなかった企業だったんですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 お見込みのとおりでございます。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 そうしますと、今回公募しましたら、その一般の企業が入ってきて、どうしても欲しいから半額と。まあまあ当然こういう指定管理とい

うのは、先ほども山本委員にも答弁したように、下限がないということで、もう極端に言えば10万でも20万でも発注できるという体制なんですよね、指定管理ですと。

それにしても随分安いんで、努力を認めますが、何となくこう考えますと積算基準が甘かったのじゃないかという我々は考えなくちゃいけないような立場なものですから、そういったものについてどう思いますか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 私も今回の落札額については、かなり本当に通常の積算では考えにくい金額で受注されているというふうに感じておりまして、こういった企業の運営上、ほかからの利益も含めて会社として成り立っているんじゃないかなというふうに個人的に推測するところでございますが、そういった、こういったあまりにも安い金額の受注ということがあるようですと、市全体の企業運営にも大きく影響するということは認識しております。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 本当に市にとってはプラス要因になっていくわけなんです、全体的にいいますと、建設関連とか、そういった発注に関しましては今、上限が10%から13%ぐらいの下限で、国交省なんかはもう全て下げちゃいけませんよということで今指導をされている状況なのに、半額ぐらいでもやれるというような企業が出てきた場合にはどうするか。そういったものもやはり、みんなでしっかりと取り組んでいかないと、その場しのぎでやれる、やっていきたいというような推察されるようなこともございますんで、それとあと一つは、やっぱり積算根拠がどこにあるのかというものもありますんで、しっかりと今後、安くしていただいた後は心配ないよというものもしっかりと見極

めていっていただければと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山形委員長 ほかに、同じ。

中里副委員長。

○中里副委員長 もう一度確認させてください。

これは最低落札額というものは、設けているのか設けていないのか、確認させてください。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 こちらについては、業務委託ということになりますので、最低金額というのは設けておりません。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 そうすると、1円で入札したら1円でも取れちゃうということですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 そのようになると思います。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 今、御説明の中でその利益を度外視して委託することができたというふうな御説明ございましたけれども、利益を、民間の企業って利益が出なければ企業でも何でもないというか、存続というか継続していくことが、経営が成り立たないんだと思うんです。

これ、管理していると人を雇っていると思うんですけれども、お給料をあげたり、お給料ちゃんと支払ってやっていると思うんです。そうしたときに、安ければ安いほどいいという考え方で、その利益を度外視してでもいいんだというやり方の業務の委託の仕方というのは、行政としてどう考えているんですか。その質とか云々とかという前に、行政として民間に委託してやるのに当たって利益を度外視させるのが善と考えているということに関しては、それは正しいことなのかどうなの

かというのは、どういう認識を持たれているのかちょっとお聞きしたい。

○山形委員長 中里副委員長、先ほどの中村委員とこの今の御意見ごもっともなので、もし差し支えなければ次の議員間討議の中で聞いていただいて、大体の落札とかこの経緯が、大体の金額は皆さん分かりましたので、私も少しあるところありますので、質疑でまた言っていただければ、質疑はございますか、質疑で。

○中里副委員長 いや、どう考えているのか。

○山形委員長 今の箇所質疑のある方、いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 今の箇所で、当初予算が1,457万9,000円という当初予算、令和3年度の決算が1,414万5,000円という、1,400万の決算をしていて当初予算も1,450万の予算をしているというところで、今御説明は、委託料としては1,100万というふうにおっしゃったんですが、そうすると今の委託料は、この公衆トイレの関する管理の委託料なのか、駐車場管理に関する委託料なのか、道路管理に関する委託料なのか、それとも全てなのか、その辺ちょっと、もうちょっと詳細に御説明いただければよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 こちら先ほど申し上げた約1,100万、こちらについてはトイレの清掃業務委託の費用のみでして、それ以外にもこの予算の中には駐車場等の観光用駐車場等清掃業務委託とか、それから浄化槽保守点検とか、そういったものも含めてトータルで予算のほうは確保しているところがございます、先ほど申し上げた部分につきましては、単純に純粋にトイレの清掃部分のみになっております。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、このトイレの清掃部分に関してということで、当初の見込みが1,100万だったということでよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 お見込みのとおりでございます。

○山形委員長 ほかに同じ箇所で質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方、いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

中里副委員長。

○中里副委員長 先ほど説明の中で、1円でも落札できてしまうということなんですけれども、その点の考え方というのは、行政の立場としてどういう考え方なのか伺いたいと思います。

○山形委員長 今、中里副委員長が行政の立場ということで、皆さん、今、中里委員に対して、先ほどの質疑もありましたけれども、皆さんこの款に関してちょっと皆さんの意見ある方、いらっしゃいますか。

星委員。

今、中里副委員長の。

○星委員 やはり、ちょっと1円でもというのは極端なんですけれども、でもそういうことだってあり得るということを考えると、そこはきちんと行政としての考えは確立すべきだと思いますし、この件ではありませんけれども、段ボールの厚紙の回収のときにも、この業者の入札は怪しいんじゃないかという部分もあったにもかかわらず、入札、

落札してということもありましたので、やっぱりここが大幅に利益を度外視して関わってきたということに関して、その会社がきちんとどういったところの会社なのかも調査もすべきだと思いますし、あともう一つ言えば、経費がだんだん、塩原に関しましては公衆トイレがたくさんございますが、それが維持が大変だということで閉鎖もされてきているのも事実で、釣りのお客さんなんか、やはりあのトイレがなくなってしまって使えなくなっちゃったということも聞いています。

それがやはり、こういったことで減らした上で、またここで減らしてきているというのもどうかというのがありますし、ちょっと全体的にここ考え直さなきゃいけないんじゃないのって思っています。

○山形委員長 ありがとうございます。

やはり、中里副委員長も星委員も、やっぱりその安過ぎるがために入札業者の怪しさというのについてまどってしまい、採算度外視でも1円でも入札できてしまうとそのシステムがまたいろいろな弊害を起こり得るというふうなことも、そんな感じに私は捉えました。

中里副委員長、あとは星委員のいろいろな意見を踏まえて、また何か鈴木委員、何かございますか。

鈴木（伸）委員。

○鈴木（伸）委員 これは昔コピー機か何かそういうのが、大手さんがやっぱり同じような入札、1円で取っているときにも、日本中で議論があったかと思うんですよ。

これはシステム上、今の要するに行政は法律上に基づいてやっている中でのシステム上で、1円だかで入札してきても取れないということにはならないんじゃないかと思うんですよね、そうだと思うんですよ。

で、今回の予算審議の中では、減額の理由はちゃんと説明されていると思っています。で、確かにこの議論は大事だと思いますよ。そのとおりだと思うんですけども、さっきはるひ委員が聞いたときの回答で、ちゃんと管理していると。ただ、業務内容の質をきちんとやっていく、きちんとやっていただくかどうかをしっかりと市が見ていただけるのであれば、仮に1円だとしてもそこまでだと思うんですよね。

問題は、これが次また入札になったときに、その業者がまた1円、1円と落としてダンピングしてその仕事を取ってきて、その次に今度すごくこういうのって相手をよくコンビニでもそうだけれども、相手を落とした後に自分がそこで権利を覇権を握って、知らず知らずのうちに独占とか何かありますけれども、単価が上がっていつか落ちたりすることがあるんで、その問題があるということだと思うんですけれども、今の段階でこれをそこまで、この今回の予算に関してそこまで追及する、一つの課題として捉えることはあっても、今の段階で別に問題はないんじゃないかなと、しっかりとこの単価できちんとやっていただく。

あとは、感じるのはやっぱり、ほかに対するシルバー人材とかそういったほかに対する影響というのは当然考えなきゃいけないんだけど、それもあると思うんですよ。さっき言った独占とか、そういう覇権みたいなものがあるんだけど、自分の力があるからそこだけ安く取ってしまって、次もうそこだけ仕事を継続して取れるようにするというのは企業の戦略だから、それだけでやっている企業はできないけれども、継続はできないけれども、おっきな企業の中でそこだけダンピングしながらそこを取って行って、自分のところの会社の一つの仕事に取り入れようとするのはこれも企業の一つの戦略なので、そこまでここでちょっ

と議論することはなかなか難しいんじゃないかなと思うので、基本的には支所さんのやられていることで、このままいいと。

ここで検討するのは、課題として取っておいて、また別なところで検討していればいいのかというふうに感じていますけれども。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 入札の仕組みとしては、手法としてはこれは正しい仕組みの中で落札されているということは、もう先ほどの説明聞いて十二分に分かるんですが、今後この金額で、この企業なり他企業が、持続可能な仕組みの中で公衆トイレの業務をやっていただける仕組みの中の金額なのか、そういったものを今使用している担当者が、人数何人かかって、このような量を登用して、この五百何十万ぐらいあれば絶対できますねという歩掛をきっちり確認をした上で精査をして、今後持続可能にこの業務ができるんだよという仕組みであれば、もう本当にいい結果が続いていくと思うんですが、1年やってみただけでも10人はやめちゃったわ、実際に持続可能にできないよと、来年はうちはやりませんかとかという話の中で、じゃ、終わってしまうのかと、また元に戻すのかとかいうのであれば、やはりいつかの安いもので終わってしまうということなんで、しっかりとそういったものを精査しながら、見極めていくということが私は大事だと思うんですね。

やはり、一番今後のこの那須塩原市の行政の仕組みとして、やはり地産地消でしっかりと利益を上げて、この中で生計を立てて税金を払ってくださいよというんで、地元の方にかなりシルバーさんにも頼んでいるのもあるかと思うんですが、そういったものも考慮すると、安ければよかろうというものであれば、正直言って全部、今後の指定管理は見直してもらいたいと、価格的にね。

やはり、ある程度こういった業務をやれば、歩掛的にこのぐらいかかるんだというしっかりと積算根拠の基に、こういった指定管理制度の中でやっているのであれば、ある程度安くやっていたのは今年だけかもしれないし、この企業だったらずっと持続可能に行くかどうかというものを、しっかりと見極めた中でやっていくのも、もう発注しているんですからやむを得ない感じなんですけど、1つは、やはり積算根拠を甘くしていたんじゃないかというのを、誰が見ても、これ我々が見ても第三者が見ても、命がけでやりますよなんて言っても、こんな安くできるものはなかなか、普通はあり得ないわけですから、そういったものも、やはり疑問に持ちながら、しっかりとした業務をやっていただくというのと同時に、やっぱり歩掛をしっかりとやっているかどうかを見極めて、清掃している方が本当に苦しんでいかないとか、そういったものを見極めてやる必要もあるんじゃないかと思います。

それ以上のことは、これももう入札終わっていますので、何とも言えないので。

○山形委員長 ありがとうございます。

鈴木秀信委員。

○鈴木(秀)委員 私も中村議員の意見に賛成です。

これまでの契約が慣れ合いの中であつたのか、あるいは今回の契約がそういった企業の思惑で、自分の今後の利益を独占するために取ったものなのかということ、注視していかないといけないと思うんです。基本的に、税金を納める側とすれば、税を無駄遣いなく効率的に使ってもらおうというのが、市民の皆様の願いだと思いますので、今後、塩原支所の努力としてやってきたものなのかというようなことも含めて、今後注視していくということではないかというふうに思っております。

○山形委員長 ありがとうございます。

ほかに、この件に関して。今、様々な御意見出
ました。それを踏まえて、また何か皆さんのほう
でございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 よろしいですか。

星委員。

○星委員 討議じゃないんだけども。

○山形委員長 この中の討議。質疑ではないので。
質疑には後で戻しますので、皆さんの意見を踏ま
えて、星委員の意見も何かございましたら。

○星委員 じゃ、質疑のほうになっちゃうんですけ
れども。

○山形委員長 一度戻すので、そのときにもう一度
質疑してください。

○星委員 委託期間が何年だったかと。

○山形委員長 じゃ、1回質疑に戻したときに、委
託期間を聞いていただければと。

今、様々な皆さんから指定管理のシルバーさん
のいろいろな話がございました。貴重な御意見と
して。それを踏まえて、もう一度質疑のほうに戻
ります。議員間討議を一度質疑に戻しますので、
皆さんのほうでもう一度、質疑のある委員の方い
らっしゃいますか。

星委員。

○星委員 すみません、確認なんです、委託期間
を教えてください。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 トイレ清掃の委託期間に
つきましては、本年4月18日から翌年3月31日ま
での約1年間ということになっております。

以上です。

○山形委員長 同じ箇所質疑のある委員の方いら
っしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それ以外で質疑のある委員の方いら
っしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、もう
一度議員間討議に入ります。討議すべき点、ある
いは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います、異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計
補正予算（第9号）は原案のとおり可決すべきも
のとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については原案のとおり
可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第104号の説明、質疑、

討論、採決

○山形委員長 次に、議案第104号 令和4年度那
須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第5号）を
議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○鈴木産業観光建設課長 （議案第104号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 まず、これ施設整備基金という名目で基金を積み立てているんだと思うんですが、これを維持管理費に充てるということは、この積立金の目的上、問題がないのかどうか、お伺いします。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 積立金の金額につきましては、前年度繰越金を全額、毎年度充てているところでございまして、必要な経費が増額になった際には、予備費もしくは基金のほうから調整しまして、対応しているところでございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 施設整備基金ということで、イメージとしては施設を整備するための基金。こちら今回は維持管理費ということで、電気代なんですけれども、施設を整備するための基金を維持管理するための電気代に充てるということは、この基金の目的上、問題がないのかという質疑なんです。すみません。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 すみません。維持管理費につきましては、当然積立基金を多くしたいというところではございますが、今後見込まれるところの電気料に充てるため、やむを得ず基金のほうから対応しているというところではございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、この基金の目的で維持管理に使用することはやむを得ずなんですけれども、基金の目的を定めた目的には合っているということで

よろしいですか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 問題ございません。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、基金を取り崩すということになるわけではございますが、当初予算で基金利息ということで積立金6,000円が計上されているかと思うんですが、今回、基金を減額する場合の当初予算に計上している積立金6,000円というのは、そのまま影響は出ないと。何百円かで6,000円というのは影響が出ないと、そういうことでよろしいでしょうか。

○山形委員長 課長。

○鈴木産業観光建設課長 今回の積立金のものにつきましては、現在積立金として積み立てているものを減額するものではございませんでして、新たに積み増しする分の積立金として、今年度計上したものでございますので、そういったところからしても、問題ない状況でございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第104号 令和4年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第104号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

産業観光建設課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は11時10分とさせていただきます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎西那須野支所の審査

○山形委員長 これより西那須野支所の審査に入ります。

初めに、久留生支所長から御挨拶をお願いします。

支所長。

○久留生西那須野支所長 （挨拶。）

○山形委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎総務税務課の審査

○山形委員長 ただいまから総務税務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

総務税務課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

—————◇—————

◎議案第101号の説明、質疑、

討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○佐藤総務税務課長 （議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 執行計画書6ページ、西那須野支所庁舎管理費、光熱水費。燃料高騰ということで、463万4,000円計上されておりますけれども、何か月分を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○佐藤総務税務課長 まず、昨年度の対比のほうからちょっと説明させていただきたいと思うんですけども、昨年の11月時点での累計金額と、今年度の11月の累計金額について、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですけども、昨年11月につきまして1,090万2,651円でございます。今年度の同じ11月末の累計が1,387万2,440円とい

うことで、前年対比、同月の段階で、296万9,789円、約300万弱の差が出てきてございます。こちらにつきましては8か月分、4月から11月の8か月分で300万ほど出てきておまして、今後、4か月分が見込まれるところでございます、単純に8か月を3分の2ということであれば、4か月ごとに150万ほどの増額が見込まれるというところで、今回四百四十数万ということで、増額の補正をさせていただいているところでございます。

○山形委員長 ほかに、同じ箇所で質疑のある委員の方いますか。

相馬委員。

○相馬委員 電気料の高騰は分かるんですが、こちらに上下水道というふうにもなっておりますので、上下水道料金が高騰する理由を、もう一度説明してもらっていいでしょうか。

○山形委員長 課長。

○佐藤総務税務課長 こちらの上下水道につきましては、電気料の高騰ではなくて、複数年に一度、西那須野庁舎につきましては、冷暖房については電気を使っております、その際に冷温水というものをつくります地下に大きなプールがございます、そちらのプールの清掃が今年、実際に11月の中で行ったところなんですけれども、その中で使用水量、要はプールの容量がかなり大きな容量になっておまして、そちらの水を清掃の関係で3分の1まで、3分の2抜きまして、それを補充するために、今回その部分の上下水道料が増えるというところで、増額補正をさせていただいたところでございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 内容は分かりました。ということは、その清掃は3年に一度ということで、今年度やるということはもう前から決まっていたということでしょうか。

○山形委員長 課長。

○佐藤総務税務課長 こちらにつきましては、例えば複数年、2年に一度、3年に一度ではなくて、実際に施設を管理している業者がおります。そちらの業者に毎月、点検はしていただいているんですけれども、そういった中で水質のほうは何か、突然という言い方はないんですけれども、清掃をするまでの水質にちょっと落ちてしまったというところで、今回そういったことで補正の中で対応ということで、取組をさせていただきました。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 これまでも地下のプールの水質が入れ替えなくちゃならないほど悪くなったということは、これまでもあったんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○佐藤総務税務課長 前回いつやったかというところは、正直いつやったか申し上げられないんですけれども、以前にも同じような形で清掃はしているということは聞いております。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかの箇所に質疑ある委員の方いますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

○鈴木(秀)委員 いつやったかというのが分からないというのは、どういうこと。ちょっと記録として取っておくべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○山形委員長 議員間討議の中でそういうふうな……。

○鈴木(秀)委員 その辺は問題になるので、ちょ

っと先輩諸氏に聞いてみて。

○山形委員長 その辺の期間に関して、点検に関して今鈴木秀信委員、その辺は今後の課題で、水質をやっている業者さんがそういうふうなことでということで、その辺の管理とか点検をちゃんとしておかないと、同じ事案がまた同じように発生してしまうというふうなことだと思うんですが、皆さんそれで。相馬委員が先ほど質疑されたんですけども、それに鈴木秀信委員がちょっと何か意見があればということですけども、何かございますか。

○相馬委員 いつやったかは記録がないというお話でしたので、それについてやっぱり若干問題もあるのかなというふうに思いますが、スチームの冷暖房施設になっているんですね。西那須野支所は。その水質がどの時点でどういうふうに悪くなるかという原因がはっきりしていないので、管理者がこれではというふうになったときにやっているんだろうというふうに思ったので、それが2年に1回なのか、5年に1回なのか分からないというのは、そういうものなのかなというふうに認識したということです。

以上です。

○山形委員長 分かりました。

そうすると、もう一度質疑に戻しますので、今鈴木秀信委員の言ったものを、また質疑していただけますか。

じゃ、もう一度質疑に戻ります。

皆さん、同じ箇所で質疑の方いらっしゃいますか。

鈴木秀信委員。

○鈴木（秀）委員 前回入れ替えたという記録なんか残っていないような御答弁だったんですけども、そういった記録は残さないんですか。

○山形委員長 課長。

○佐藤総務税務課長 すみません、先ほど前回やった日にちにつきましてははというところで、全く残していないわけではないです。ただ、実際に私の中でいつやったかというのを、手持ちの資料に持ち合わせておりませんでしたので。

〔「手持ちとしてないということ」と言う人あり〕

○佐藤総務税務課長 申し訳ございません。

○山形委員長 じゃ、後でその辺はしっかりと。皆さんせっかく質疑したので、いついつこういうふうなことで点検したというふうなことで、後で示していただければありがたいです。よろしいですか。

もう一度、議員間討議に戻ります。

議員間討議、皆さんのほうで何かございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については原案のとおり

可決すべきものと決しました。

総務税務課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は11時30分とします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時30分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎総務部の審査

○山形委員長 これより、総務部の審査に入ります。初めに、小出部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○小出総務部長 (挨拶。)

○山形委員長 ありがとうございます。

◇

◎総務課の審査

○山形委員長 それでは、ただいまから総務課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

◇

◎議案第85号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第85号 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題

といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○平井総務課長 (議案第85号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 議案資料の議案第85号でいいですよね。

これ、議案第85号ですよね。議案資料の議案第85号に、現行等改正案というふうに出ているんですね。ということは、これまであった那須塩原市情報公開条例、それから個人情報保護の審査会設置条例がこれまであったものを、この附則を見ると一旦廃止にして、新たに法律施行条例を制定するという、そういうふうにならざるを得ないんですが、これまでの条例を一部改正ではなくて一旦廃止して、さらに条例を制定する。だけれども、これまで廃止した条例で規定をしていたものは継続するというような附則になっているように見えますが、これ何で一部改正ではなくて、新たに条例を制定し直す必要があるのか、その辺の説明よろしいですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 今の御質問に対する回答になりますけれども、まず国の流れとしまして、今までは地方自治体の個人情報に関する、いわゆる上位法的なものがしっかりしてなかったところがございます。今回の法改正によりまして、この法律に基づきというような形になりまして、基本的にはその上位法に基づき、ただ、その中で、各自治体が先ほど手数料ということで御説明をいたしましたが、各自治体での判断で対応するものについては、施行条例を定めて規定しなさいということになっております。そのことから、現行の個人

情報保護条例の内容そのものは、国の法律の適用を受けるということで、基本なくなり、国の法律の適用を受ける中で、市独自に定めなければならないものを定めたというのが、今回の条例制定になります。今議員のほうからお話ありました議案第85号の資料なんです、結果的に個人情報保護条例が廃止となりまして、今回、新たに法施行の条例を定めるといった中で、いわゆる引用している那須塩原市情報公開個人情報保護審査会の条例、これが見るところが変わるというところ、新旧対照表が議案第85号の20ページからということになっております。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、これまでの条例の一部改正では、上位法が変わったものに、一部改正では、適用が適用というか、一部改正では対応がし切れないというふうに、こちらは受け取ってもよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 まず、これまでは国の法律が直接的なものがなくて、おのおのの自治体が条例で定めてという形を取っておりました。ただ、先ほど申し上げましたとおり、この国の法改正によりまして、基本法の下に自治体の情報公開がなされるという形になりますので、形としては現行条例で定めているようなことが、今度は法律のほうにのっとるものですから、そういったところから一度廃止して、必要な部分だけ制定するというような形を取らせていただいております。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 分かりました。そうしますと、個人情報保護審査会の設置については、これまでのものを引用するという先ほどの説明だったんですが、これを一旦、附則では廃止してとまっているように見えるんですけども、廃止しちゃったものを

引用するということは可能ということによろしいですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 この個人情報保護審査会の設置条例なんです、これそのものは廃止いたしません。あくまで廃止するのが個人情報保護条例になるものですから、個人情報保護条例で定めていた、いわゆる保護審査会の設置に関するようなことを新たな条例が引き継ぐというような形で附則に載せております。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第85号 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第85号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

◇

◎議案第87号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 次に、議案第87号 那須塩原市部局設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○平井総務課長 (議案第87号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星委員。

○星委員 部局統合するということも分かったんですが、資料で頂いていました部局見直しのところなんですけれども、子育て相談課が3つの部署が一緒になるということで、児童家庭担当と発達ひとり親担当、これは子ども・子育て総合センターのところにもともとあったかと思うんですが、母子保健担当がまたここに追加ということで、同じフロアになるという考えでよろしいでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 現在、最終調整中ではございますが、やはり一つの課となりますので、同じフロアに3つの担当、入るような形で調整を図っております。

○山形委員長 星委員。

○星委員 それでは、同じような形で、その次のページにあります企画政策課、デジタル推進課から移管される統計調査に関することということで、ここを担当していた方もこちらに移動すると、企画政策課の中のほうに移動されてくるということで、スペースも同じところになるということではないんですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 議員おっしゃるとおり、スペースはやはり同じでないということの考えがございますので、今、調整を図っているところです。

○山形委員長 星委員。

○星委員 これから新庁舎ができるので、あれなんですけれども、結構、企画政策課はそれほどスペースもなく、多分、先に説明した子育て相談課のほうも結構狭い中でやっているなと思うんですが、ここはうまくスペースを取っていただいて、ちょっと肩がぶつかり合うようなことがないようにとは思っているんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○山形委員長 意見になってしまいました。

○星委員 意見になっちゃいました。

○山形委員長 そういったことも踏まえて大丈夫なのかということ。

○星委員 そうです。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 御指摘いただいているようなことについて注意して、現在、調整を図っているところではございますが、限られたスペースでありますので、いかに有効に使うか、そういった視点も含めて、最終調整を図っていきたいと考えております。

○山形委員長 ほかにございませんか。
相馬委員。

○相馬委員 先ほどの資料の(2)の組織の柔軟性の向上ということで、係から担当ということになるということの、何て言うんですか、柔軟性が起きることによってどれだけ市民サービスの向上、市民サービスの向上はまた別なのか、柔軟性を持った仕事をするということになるんだろうと思うんですが、これまでと実際業務がどういうふうになるのか、ちょっとイメージができないので、イメ

うじできるように説明してもらってよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 例えの例で申し上げますと、私も総務課もグループ制をしくような形になります。現在、人事研修係、人事担当するところと、給与厚生係、給与を主に担当する部署、係は別になっておりますが、関連する業務というのが非常に多い形になっています。

また、年間のいわゆるスケジュールの中で、どうしてもどちらかは忙しいけれども、どちらかは若干余裕があるよというような時期も、総務課内に限らず、やはり抱えているような問題でございます。そのときに、なかなか係を超えてというのは難しいところがございます。

ですから、それら、1つとしましては、複数の係が一つになるというの也有ありますが、人数がその分いるという中で、うまく繁忙期とか閑散期とか、そういったものを使い分けて、業務の量を平準化を図った中で、さらには、1人の担当ではなく複数の者が担当して補える、カバーし合えるというような形を目指すといひますか、それが利点としてあるかなというふうにご考へておひまして、そういったところが、やはり市民サービスにもつながっていくものではないかなというふうにご考へておひます。

○山形委員長 ほかに質疑はござひませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はござひますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思ひますが、異議ござひませ

んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はござひますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思ひますが、異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第87号 那須塩原市部局設置条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ござひませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎議案第88号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 次に、議案第88号 那須塩原市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○平井総務課長 (議案第88号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里委員 今、第88号でいいんですね。

○山形委員長 そうです。

○中里委員 そうですよね。すみません。

1点だけ確認させてください。

法人の次にその他の団体を加えるというふうにありますけれども、例えばその他の団体というのは、例えばどのような団体を指すのか、お伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 任意の団体ということで想定といますか、任意の団体という形の中で、その他の団体という文言を追加させていただいております。

○山形委員長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第88号 那須塩原市情報公開条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、会議の途中ですが、昼食のため休憩を取ります。

なお、会議の再開は13時ちょうどとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇
◎議案第90号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 次に、議案第90号 那須塩原市職員の定年等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○平井総務課長 (議案第90号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第90号 那須塩原市職員の定年等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

◎議案第92号の説明、質疑、討 議、採決

○山形委員長 次に、議案第92号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○平井総務課長 (議案第92号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第92号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切り替えます。

—————◇—————

◎議案第101号の説明、質疑、 討論、採決

○山形委員長 次に、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○平井総務課長 (議案第101号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

すみません。鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 6ページの本庁舎窓口案内、ちょっと素朴に質問させていただきませうけれども、これは想定されるのは、まず人ですよね。デジタル機械じゃなくて。

そうすると、どういう方という、全協でもちょっと聞いてはいるんですけども、どんな方がここに就かれるのか、1名なのか、2名なのか、その辺をお願いできますか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 どういった方がという御質問かと思いますが、基本的には業務委託で実施しまして、いわゆる1名以上配置をしていただくというところでの設計を考えてございます。

内容としましては、今現在、職員が総合窓口案内、当番制でやっておりますが、同じような業務というところをまず考えてございます。

○山形委員長 鈴木（伸）委員。

○鈴木（伸）委員 今は玄関から入ってきたあそこの人のことだと思うんですけども、立たれていて、1人でやられている感じがするんですけども、よその自治体なんか行くと、ちゃんとカウンターのあつところで、こう言っているんだと思うんですけども、若い女性が2人ぐらいで対応しているような、1人のところもあるのかな、そんな感じのイメージのところが多いんですけども、やはり今の状態で、ただ人が替わるだけというイメージなんですか、この案内は。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 現状としましては、先ほども申し上げましたとおり、職員が今やっている内容をやっていただくということで考えております。どうしても、立つてというところではいきますと、動いて案内するというところもございませうので、座つ

ているよりは立つて御案内するというような流れで考えてございませう。

○山形委員長 同じ箇所。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、その委託先はどういったところになるのか、伺つてもよろしいでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 委託先につきましては、現在考えておりますのが、先ほど若干触れさせていただいたんですけども、市民課でフロアマネジャーというものを業務委託を行つています。いわゆる市民課の窓口業務について案内すると、それによって円滑に申請取得ができるような環境を整えているというふうな状況です。

ただ、その市民課の窓口案内業務、フロアマネジャーにつきましても、多種多様に庁舎のことを聞かれることがございませう。あわせて、そういう知識をお持ちというところもありますので、あとは来庁者の中の一歩占める割合が多いかなというのが、市民課のお客さんが多いかなというところもありますから、一体的にできればなというふうな考えております。

今回、令和5年1月1日からの業務委託で考えておりますが、その委託期間最終を、現状の市民課のフロアマネジャーの業務委託期間と合わせまして、可能であれば、その業者に委託をしていきたいなというふうな思つています。

また、その委託期間終了後は、市民課のフロアマネジャー業務と併せて発注をしていきたいなというふうな考えております。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 現行の委託先になるんだろうと思うんですが、そうしますと、この112万2,000円の算出根拠を説明いただけてよろしいでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 算出根拠でございますが、まず、今回の年度内の委託期間としましては、1月から3月という三月になります。

そこで、先ほど申し上げましたが、案内業務としては1名以上いていただくというようなところでは、主に、人件費相当額が占めるウエートが大きいのかなと思いますけれども、そういったところでの算出によって出した金額が、先ほどお話いただいた112万2,000円というようなところがございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、3か月で112万2,000円ということになりますと、先ほどの債務負担行為が700万ですから、3か月で100万だから、21か月分が債務負担行為になるということではないんですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 見込んでおります期間としましては、先ほどから申し上げました令和5年1月1日から令和6年9月30日までとなります。令和6年9月30日です。ですから、議員おっしゃったとおり、20と一月ということになります。21月です。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 以前は、窓口業務、大切ですよということで、本来なら先ほど鈴木委員も言われましたように、精通されたどこかの業者が、どこの市に行っても制服を着て対応しているというのが多いものですから、そういうふうにして那須塩原市もいくんですかという話をしたときに、窓口は係長ぐらいの人が今やっているのかな。やはり館内、庁内をしっかりと熟知した方が窓口就くことによって、市民のサービスが強化されるんだという説明の下に、現在までずっとそういうふうにしてこられた経緯がございますので、それが突然のように、来年の1月から業者にお任せするという

ことになりましたのは、何か特殊な理由があったのかどうか、ちょっと聞かせてください。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 特殊な理由といたしますか、現状、職員が輪番制で行っている中で、先ほど申し上げましたとおり、デジタルサイネージ、こちらの活用も含めて実証実験をやったところですが、残念ながら、現機能としては十分にデジタルサイネージのみでは対応できないというところでは、

それと、職員につきましては、輪番制ということもありまして、どうしても何月かに一度、そちらのほうに、1回当たり2時間程度にはなっているんですが、どうしてもその時間、窓口のほうに出なければならぬ。そうしますと、抱えている業務が、状況によっては中断されてしまうというようなところも正直ございます。

また、いろいろ状況が変わってきている中で、おのおのが担当する業務量も増えているというところもあるものですから、できるだけおのおのが所管する業務に専念できる環境をつくるのも現状必要かなというところ、そういったものも含めて判断して、それと、あとは、人件費相当ということになれば、もちろん費用的なもの、勤務している時間内ですから、職員に新たに給与的のものが発生するというものはないんですが、それを行うことによって、結果的に時間外勤務に出てしまう、そういったことも考えられますので、そういったところも含めて総合的に判断した中で、今の状況の中では業務委託のほうの方がよいだろうという判断の下、方向転換をさせていただいたところがございます。

○山形委員長 中村委員。

○中村委員 今、課長の話聞いてると、全くごもっともな話でございますが、当時はやはり職員が輪番でやるということを随分意地を通してき

ていたものですから、そういうことを考えますと、基本的に考えが変わったのかなと思ったものから、今ちょっとお聞きをさせていただきました。分かりました。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 今の関連のところなんですけれども、あそこはもともととは役所を退職の方がずっとやっていた時期があって、それが終わった後に、それこそデジタルサイネージ、タッチパネルになって、そのときに、将来的にはタッチパネルでいけるんだみたいなことで、さくらさんと名前つけてやっていましたよね。

そうしたら、このたび、それをやめて、外からの人を雇うということなんですけれども、つまり、当初思っていたようにはならなかったということではよろしいんですか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 デジタルサイネージ実証実験ということで、まず導入を図ってみました。

その結果でいきますと、デジタルサイネージのみでの対応が可能だったのが20%ちょっとというところになります。それが高いのか低いのかというのはあるかもしれないんですが、一定の効果はあったかなというふうに思っています。ただ、デジタルサイネージのみで対応が全てできるといって、先ほど申し上げたパーセンテージしか対応しきれていないものですから、それは無理である。

また、どなたかといえば、いわゆる人とデジタルサイネージが組めばということあるんですが、そうすると費用的なところが二重にかかるという負担もあります。

現状、今回導入したAIさくらさん、結果がそういう形にはなっておりますが、今後も全く使わないということではなく、この実証実験の結果を踏まえて、今後、デジタルサイネージの技術的な

ところも向上が図られるというふうに思っております。

ですから、今後の部分も注視しながら、全く今後使わないよということではなく、環境が整うようなときには、そういった非接触型の導入も考えていく必要があるかなというふうに思っています。

現状の実証実験の中では、ちょっと一本として使っていくのは無理かなという判断に至ったところでございます。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木(伸)委員 すみません。再度なんですけれども、そもそもについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、案内窓口というのは、会社とか、それから、よその庁舎なんかに行くと必ずあるんですけども、市民にとって顔ですよ。その顔の人がどういう説明をしてくれるかというのは、すごくその建物の中のイメージに、すごく影響してくると思うんですよ。

そういう大事な業務なんですけれども、そもそもなぜ市の職員がやらないのかなというところをちょっとお伺いしたいなと思いました。

そういう部署として、ちゃんとそこに用意しないのかなと思ひまして。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 確かに、まず、来庁して最初に接する場所というのは市役所の顔になるところかとは思ひます。

ただ、どうしても案内窓口のみで解決する案件というのが、正直ない状況です。どこの部署に行ったらいいかというような形での御案内というのが非常に迅速に必要なというふうに思っています。

そういったところで行くと、総合窓口案内というよりは、おのおのの部署の窓口できちんと対応するというのが、まず第一かなというふうに思っ

ています。ただ、そこにつなぐ総合案内窓口も重要な位置づけです。

今回、職員から民間へというような流れにはなりませんけれども、どうしてもその部分に、何ていうんでしょう、移動的なところで職員を配置するのではなく、もう専門的に業者が請け負っていただくことによって、迅速に必要な部署に御案内いただくというような形を民間のほうにお願いして、実際見えたお客さんの窓口の対応は職員が丁寧に行う、そういった流れというのも必要なことというふうに考えております。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 いや、どうしてもちょっとだけ気になるんですけども、輪番制にしたときの理由というところにつながっているんだと思うんですよ。だから、言葉悪いですけども、あそこの部署が、何か職員としてあそこに立つのが、何か不都合がある、嫌だとか、何かそういう感情的なことがあるのか、何かちょっと分からないんですけれども、それを輪番制にして、輪番制にするなら、もうそういうものは外注してしまえというふうにしたのか。すみません。そのところ、具体的にいうか、ちょっと掘り下げてだけ説明いただけますか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 総合案内案内設置の考え方からいきますと、改めてそこに職員を専属的に配置するというのではなく、ある一方の視点としまして、職員の人事育成というところもでございます。いわゆる窓口業務を持っている部署だけではございませんので、中には管理部門とかそういったところで、なかなか市民と接する機会のない職場というところもございます。

そういったところから、総合案内窓口で、いわゆる対市民との接し方の研修といいますか、実務

的なところで学ぶというのも、この総合案内業務は担ってきたところがあります。

ただ、状況としましては、先ほど申し上げましたとおり、業務のほうが大分変わってきているというような中で、おのおのの所管する業務がかなり複雑・多様化しているところもあります。その所管する業務に専念できる環境ということで、今回の判断には至ったところでございますが、先ほど、当初の一つの目的といいますか、側面を持っていた育成の部分については、今後何らかの形で窓口の研修みたいなのは考えていきたいとは思っておりますけれども、スタート的には、総合案内案内窓口に専属した職員を配置するのではなく、研修面も含めて輪番制でということでのスタートでございました。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 質問はあまり長くはしたくないんですけども、なぜ輪番制にしたかということですよ。大事な部署だから、そこに一つの部署として、1年間きちんといる、2年間いる、ちゃんと研修をしている、それで市民と接することも、その職員にとって将来、多分、多少肥やしになるんじゃないかと思うんですよ。

だから、なぜそこを輪番制にしたのか、最後は外注してしまうのか、そこがちょっと聞きたいなということでもあります。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 輪番制にしましたのは、多くの職員が体験できるといいますか、多くの職員がそこに立って案内することによって、通常の業務では得られないところを経験するという形、多くの職員がそういったことに接するというところでの輪番制です。

それが、なぜ外注といいますか、民間になるかというのは、先ほど来申し上げている形の中で、

業務の負担感を減らすといますか、所管する業務に専念できる環境をよりつくるというところから、今回業務委託というふうに進んだわけです。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 せっかくの輪番制にして、多くの職員が窓口で市民に接するところがいいところだと説明しているのに、何でそこを外注にしちゃうのかということの説明にはつながらない、何か矛盾しているように聞こえて腑に落ちないんですよ。そこだけなんですけれども。

〔「業務が中断しちゃうから」と言う人あり〕

○鈴木（伸）委員 でも、業務中断してもいいことをやろうとして、輪番制にしているんですよ。

業務はもう、だから、業務を中断しない、輪番制じゃなくて専属制にしたらどうなんですかということをおっしゃっているんですよ。専属制にして、そこで1年間とか2年間継続してやれば、市民と接することができる。でも、ちゃんと接するときには教育をして、庁内の各部署はどういうことをやっているとか、それから、市民の接し方とか、そういうものをきちんと教育して、そこに1年、2年いて、そこから違う専門的な部署に移るといったことが、将来の職員の肥やしにだってなるんじゃないかというふうに思えるんですよ。わざわざ輪番制にするというメリットがあるわけだから。

それをわざわざそういうのを外して外注するところが、どうも話の展開が腑に落ちないので、まずもって、いいと言っている輪番制にした理由のところを何でぶった切って外注にしちゃうのかというところが、まだ腑に落ちていないんですよ。

もうこれで落ちなくてもやめますけれども。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 いただいている質問関係ですが、先ほど来、ちょっと私のほうで申し上げます

けれども、スタートはそういう形でございました。

その後の状況的なところで申し上げますと、これもお話し申し上げましたが、おのおのの業務がというところで専念できる、より環境というところで考えています。

ただ、いい部分というところはもちろんございましたので、先ほど若干触れましたが、総合案内窓口に出ることによって学べる部分というのは、別な研修的なところで設けていければというふうには考えております。

また、きちんと案内という点からいくと、業務委託においてもそういった案内業務はできるかなという、そして、案内された窓口での対応というのは、より重要なかなと思いますので、そういったところも力を入れていかなければならないというふうには思っておりますが、輪番制にしたところのメリットというのは、今後、何らかの形では生かしていきたいというふうには思っております。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 すみません。

今、聞いていて思ったんですが、窓口案内とは誰のためにあるのかと考えたときに、これは職員のためではなくて、外から来た人が自分の目的を達するためにどこ行ってもいいかわからないから、税金払うのどうしたらいいですかとか、こういう相談はと聞くための案内だと思うんです。

今の説明を聞いていると、職員の、何ていうんですか、育成とか、そういうようなこととは違って、これは市民のための窓口なので、それを考えたときに、本当に委託をして、確かにあそこに今いらっしゃる方たちが少し慣れているにしても、私はこの2か月の間、あそこでちょっと用事があると職員と間違えられて、これこれするのはどこ行ったらいいですかと聞かれました。2度。たまたま分かっていたので答えることができたんです

けれども、あそこにはきちんと熟知をした、何はどこへ行ったらいいか、今日は議場で例えば傍聴はできるのかまで含めて、そういうことをやる人がいないと、外から来た人はとても分かりにくい。

そういうことを考えると、私はこれを1月から何の研修もしないで、どういう方がいらっしゃるか分からないですけれども、ここの業務とても複雑だし、毎年のように課とか部とか何とか室とかというのができていの中で、やっぱり分かりにくい。これで本当に市民のための案内係と言えるのかというところが、今ずっと聞いていて不安になってきたんですけれども、それについてはいかがなんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○平井総務課長 先ほど来、ちょっとやり取りさせていただいているのが、冒頭申し上げましたが、本筋ではなく側面的なところで、いわゆる職員も研修になるし、結果的に今回民間を導入することによって職員の負担軽減にもつながっていくものと考えていますというふうにお話ししましたが、それがメインではございません。

あくまで案内するに当たって、職員ですとやはり輪番制、交代交代にもなっておりますから、そこに専念、いわゆるそこにずっと請け負っていただく業者、配置していただく人が同じような方であれば、案内業務というのはより円滑にいくのではないかなというふうに考えたところもございません。

窓口案内ですから、確かに議員おっしゃるとおり、役所の組織もいろいろ複雑ですし、その日によっていろいろ会議等もあったり、業務内容も変わってきたりするところはありますが、そういった点は業者のほうと連携を図って、スムーズにいくように努めていかなければならない、それは今後の部分になりますけれども、そこは重要なこと

いうふうにはもちろん認識しておりますので、連携を図って、いわゆる市民のための総合案内窓口であることは、十分機能できるような形で進めていきたいなというふうには思っております。

○山形委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

山本委員。

○山本委員 意見です。

今のところなんですけれども、やっぱりこの総合窓口の目的は、決して職員の研修のためでもないし、一番はあそこに来た市民が自分の目的を果たすためにどこへ行ったらいいかということのためです。

ですから、ぜひ、これ1月からどこかの業務委託で頼むというのであれば、以前のように、市役所にずっと勤めていてお辞めになった方に、2人なら2人頼んで交代でやってもらうみたいなことが、多分一番分かっていることだと思うんですが、どうもそうではないらしいので、1月から始めるに当たっては、ぜひそれまでにしっかりと、研修してできるものでもないと思うんですが、市民の人が来たときに何を聞かれても答えられる、あるいは分からなかったときはどこへ聞けば分かるかぐらいのことをしっかりと分かる人にいていただきたいというふうに私は思います。

そうじゃないと、何のためにあそこに立っているのか。あそこ分かりにくいんです、意外と。案内窓口といっても。狭いし。そういうことをしっかり考えていただいて、こういう予算が出ているので、反対はしませんが、しっかりやってほしいというのが私の意見です。

○山形委員長 貴重な御意見ありがとうございます。

再三再四言っているんですけども、1月から入るといふことで、今、山本委員が言いました不安があるというのは、私も聞いていて同じような意見でありますので、しっかり市民の皆さんに分かりやすい、しっかり対応できるというふうなことで理解させていただきました。

ほかに何か御意見、議員間討議、討議すべき点ございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、もう一度だけ質疑に戻ります。

皆さんのほうで質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。

委員会の再開予定は13時45分となります。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎財政課の審査

○山形委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

財政課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第101号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○広瀬財政課長 （議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 市債は何ページでしたっけ。ごめんな

さい、4ページですね。4ページの市債、ほとんど減額と、予定よりも歳入が多くなったということだったんですが、土木債の二項目だけが増額になっているんですが、ここは減額にならない理由は何なんでしょうか。

○山形委員長 課長。

○広瀬財政課長 こちら道路橋梁債と、それから都市計画債です。こちらが2本増額ということになります。

中身については、どちらも補助事業になっているんですけども、補助事業内で事業を組替えいたしました。要は、補助金の交付額の中で事業を組み替えると。たくさん事業がございますので、補助金が大きく来ます。その中で事業を組み替えたということによって、個別の事業でたまたまこちらが起債が増額になるというものでございまして、今回の歳入の増額に伴う市債の減額というものはちょっと性格が異なるというものでございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 これは所管が違うんでちょっと大変あれなんですけど、いわゆる国庫補助金の中の道路橋梁補助金というのが減額になっている、これは建設経済になるんだと思うんですが。それが影響して道路橋梁債とかが増額する、そういうことではないんですか。

○山形委員長 課長。

○広瀬財政課長 繰り返しのなってしまいますけれども、補助事業の中で事業がたくさんあるわけです。その中でなるべく有利に事業が進むように組替えをします、補助金が効率的に使えるようにですね。その中で、どうしても一般財源を充てなくちゃならない、いわゆる補助裏に対して起債を充てると。全部持ち出しということではなくて、有利な起債を充てて、少しでも持ち出しを少なくす

るという中で、たくさん事業の中で組替えを…、そちらのちょっと細かいところまでは今、つぶさに覚えてはいたしません、そういう影響でどうしても増額になってくるものもあると。反面、減額になるものもあるということでございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 それでは、質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

財政課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は14時15分とさせていただきます。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎契約検査課の審査

○山形委員長 ただいまから契約検査課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

契約検査課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

◇

◎議案第101号の説明、質疑、
討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○浅賀契約検査課長 （議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見

はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

契約検査課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は14時25分となります。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時25分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎課税課の審査

○山形委員長 ただいまから課税課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

課税課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。



◎議案第103号の説明、質疑、

討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第103号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。課長。

○福田課税課長 （議案第103号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第103号 令和4年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

課税課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は14時30分です。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時30分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎企画部の審査

○山形委員長 これより企画部の審査に入ります。

初めに、小泉部長から御挨拶をお願いします。部長。

○小泉企画部長 （挨拶。）

○山形委員長 ありがとうございます。

これまでは1つの所管課ごとに審査してまいりましたが、企画政策課と市民協働推進課につきましては、補正予算案件の審査をする上で関連がありますので、2課同時に審査することといたします。

◇

◎企画政策課・市民協働課の審査

○山形委員長 ただいまから企画政策課、市民協働推進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

企画政策課、市民協働推進課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

◇

◎議案第101号の説明、質疑、
討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
市民協働推進課長。

○渡辺市民協働推進課長（議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

企画政策課、市民協働推進課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は14時40分とさせていただきます。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時40分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎デジタル推進課の審査

○山形委員長 ただいまからデジタル推進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

デジタル推進課については、総務企画常任委員

会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。



◎議案第101号の説明、質疑、
討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○村松デジタル推進課長（議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中里副委員長。

○中里副委員長 執行計画書5ページです。住民情報システム管理費の新規引越しワンストップ支援サービス導入と保守というところなんですけれども、こちらの委託期間と、それから253万円の内訳をお願いします。

○山形委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 2時59分

○山形委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

課長。

○村松デジタル推進課長 失礼いたしました。

委託期間は令和4年度1年間で構築ということで考えてございます。

委託料の内訳でございますが、引越しワンストップの支援サービスの導入支援ということで154万円、それからタスクが関係するシステムでございますので、TASKクラウドのかんたん窓口のシステム設定費といたしまして33万円、これは既に導入しているかんたん窓口システムと連携して手続を行えるということで、この設定費用が33万円の計上でございます。

それから、TASKクラウド住基システムの設定費ということで、こちら住基システムとも関連してございますので、33万円のこちらも設定費の計上と。

それからもう一つ、TASKクラウドスマート申請システムの設定費ということで、実は今後導入……、既に導入しましたスマート申請システム、いわゆるオンラインで行政手続が行えるシステムです。こちらとも連携して手続を行うことができるということで、こちらも設定費用として33万円の計上ということでございます。合わせまして、委託料が253万円ということになってございます。

以上でございます。

○山形委員長 中里副委員長。

○中里副委員長 了解いたしました。

確認で、委託期間のちょっと確認なんですけれども、先ほど令和4年度1年分と言っていたんですけれども、12か月ではなくて残り3か月という解釈でよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 おっしゃるとおり3か月ということになってございます。

○山形委員長 ほかに同じ箇所質疑のある委員の方いますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

山本はるひ委員。

○山本委員 その下の行政情報システム管理費の中の職員間コミュニケーションチャットツール導入保守ということなんですが、私こういうことに疎いということを先に言っておきますが、チャットというと、何か会話するとかおしゃべりするとか、昔からあったような気がするんですが、具体的にどういコミュニケーション、パソコンでやるんですか。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 機械といたしましては、パソコンでもできますし、職員の皆さんが持っているスマホですとか、そういったものでもやり取りが可能です。イメージといたしましては、今、皆さんよくLINEですとかそういったツールをお使いだと思わすけれども、そういった感覚でやり取りをするものです。もうちょっと見た目はビジネスライクなので、LINEほど吹き出しですとかそういった感じではないんですけれども、イメージとしてはそういう感じで、簡単にやり取りができると。メールだとどうしても、皆様お疲れさまですから始まって、何々様みたいなそういうやり取りで、そこを入れていくのにも、やはり少しの時間なんですけれども、積み重なると結構な時間になっていたりするということで、そういったものを省いて職員間でやり取りをしたり、あと、もうちょっと機能を説明しますと、例えば今まで職員に物事を聞くということが、実は職員ってあまりなくて、自分が今いる所属の前の職員にはよく聞いたりするんですけれども、それ以上前の職員にはなかなか聞いたりしないとかというところがあって、実は職員、いろいろ異動して経験をしてくれていますから、いろいろ情報を持っている職員も中にはいるんです。そういった職員から情報を得たりとか、そういったことが容易に

できるような、そういうアプリケーションになっております。

○山形委員長 山本委員。

○山本委員 多分、便利に使えるんだろうとは思いますが、今、スマホもということだったんですが、スマホって多分、個別に持っているもので、市役所の職員八百何人に、市役所のスマホを貸し与えているわけではないと思うんですが、これ便利だということは、仕事上使うのとプライベートで使うようなものがきちんとどこかで分けないとというのがちょっと心配なんです、その辺は大丈夫なんですか。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 おっしゃるとおり御心配だと思わすけれども、おっしゃるとおり、今まではLGWANの中で一つの、ある意味でちょっと閉鎖されたネットワークの中で業務を行っておりましたから、あまり大きくセキュリティーのことにに関して心配する必要もなかったというのが正直なところなんです。ところが、今度はインターネットに直接さらされているというような状況になりますので、セキュリティーも強化していかなくちゃいけないということで、その辺の機械的なセキュリティーの部分は強化を当然しているところなんですけれども、一番心配なのは人的セキュリティーの部分ということで、今、議員がおっしゃるとおり、今回のツールにつきましては、スマホ等でも情報の収集とかはできるんですけれども、そこは職員の使い次第ということで、そこはお任せするんですが、スマホで使う場合には、こういう機能を閉じておこうとか、あとはこういうことをしてはいけませんよとかという教育はこれからしていこうというふうには思っているところでございます。

基本的には、職員に配布しているパソコンで使

っていただくということが想定なので、そこを主としては考えているんですけども、これから働き方改革も進めなきゃならないというような部分もございますので、その中で自宅のパソコンでグループウェアとかこういったチャットツールが開けると、家でやっても当然できますし、そのときは役所のデータは絶対ダウンロードしちゃ駄目ですよとかというルールをつけながら、セキュリティも教育しながらやっていきたいなというふうには考えてございます。

○山形委員長 ほか質疑のある委員の方いますか。
相馬委員。

○相馬委員 3001事業の会議録作成システムなんですけれども、このシステムを導入すると、今まで4時間ぐらいかかっていたと言われたものがどのぐらいに短縮できるものなんですか。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 ケース・バイ・ケースであると思うんですが、通常ですと、テープに撮ってきて、それを耳で聞きながら、何回も聞き直しながら打つところなんですけれども、それを自動でやってくれるんですね。完璧ではないので、部分的に直さなくちゃいけない部分はあるんですけれども、半分から3分の1程度には業務時間は短縮できる、場合によってはそれ以下にもなる可能性もあるということで、実はこのアプリ、テープをとってきて、その後起こすということだけではなくて、音響がこのようにしっかりしているところであれば、会議中に文字を起こしてくれるということもできるので、場合によってはそれ以上減るということも考えられなくはないと思います。

問題はその後の決裁ですとか、参加した皆さんへの確認作業ですとか、そういったところもこれから、先ほど山本委員に御説明したようなチャッ

トツールですとか、そういったものを使いながら短時間でそういう確認作業とか、そういったものができるようにすれば、かなりの効率化にはつながるのではないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 それでこの26万4,000円というのは3月までという金額だということですから、何か非常に安いような気がするんですが、3月までということでもよろしいんですね。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 こちらは補正予算ですので3月までということで、来年度はまた新年度予算で要求はさせていただきたいと思っております。今このプランが、実は、使う人によって増えるという金額のプランではなくて、何時間録音したやつを文字起こしすると幾らみたいな形なんです。なので、今、いろいろこれを導入するに当たって職員のほうにいろいろ調査をしまして、どのぐらいの時間があるのかというのを積み上げた上でやってはいるんですけども、そこで大体これで見込めるかなというぐらいのものなので、もしかするとこれが少し普及されて使われてきますと、補正なりで金額をちょっと追加させていただいてということもあるかもしれませんが、今のところこれと、これは3か月ということで、来年度は新年度でまた新たに予算計上させていただく予定でございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません、今のところは了解しました。

○山形委員長 同じ箇所質疑のある委員の方いますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 なければ、ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

相馬委員。

○相馬委員 それでは、その上のインターネット接続モバイルルーター通信料なんですけれども、これが54万3,000円ということで、これ月に直すと18万ということになるんだと思うんですが、これは逆に高いと思うんですが、どうなんです。こういう質疑はまずい……

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 一般家庭のインターネット接続料からしますとかなり高いというふうに思います。私も実際高いと思いますが、1 G b p s の帯域保証というのが相当なものでして、通常の家ですと、よくインターネット、光回線1 G b p s とかというふうに書いてあっても、その保証がないので、1 G b p s が全て出るとか使えるというわけではないんですね。なんです、今回、職員が900人から、場合によっては1,000人からつなぐというようなことがありますので、1 G b p s は最低限確保してくれということで、その保証がある契約なのでちょっと高くなっちゃっているんで、ちょっと高いと思うかもしれませんが、このあたりが1 G b p s の相場なのかなというふうに思っております。

ちょっと余計なことをお話するようなんですけれども、我々のほうでも、今までそんなに接続していなかったのが、今度はいろんなサービスで一気にインターネットを使うことになるんですけれども、大丈夫なんですかということで通信会社に確認したところ、1 G b p s の帯域保証があれば、大体うちのやりたいことはできますというように、この保証があれば、この金額であれば、大体しばらくは大丈夫というように確認はしておりますので。これ以上の帯域は逆に要

らないということで、1 G b p s にさせていただいているということになってございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 これモバイルルーターということなんで、ルーター自体は何台、そうすると用意するんですか。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 すみません、ちょっと私、先ほどインターネット接続のほうをお答えしていたんですが、先ほどの回答は先ほどの回答でよろしかったですか、はい。

では、モバイルルーターのほうなんです、こちらは4台を予定してございます。このモバイルルーターにつきましては、実は市長、副市長、教育長がタブレットを今持っているんですけれども、そのタブレット単体ではインターネットに接続できないタブレットなんです。そのタブレットを接続できる、外出先にも接続できるようにするためのタブレットということで、このタブレットを持っていることによって、三役の方がどこにいても、変な話、連絡がつくというようなものになっております。このタブレットを持っていることによって、今後新しいグループウェアですとか、先ほど山本委員に御説明したコミュニケーションチャットツールですとか、そういったものもタブレット上で行うことができますので、各職員との緊急的な連絡もそれで行えますし、タブレットなので、皆さんもお持ちだと思っておりますけれども、議会中の答弁の原稿を手元で読んだりとかも、そういったことも使えますので。ちょっとモバイルルーターもつけて外出先で使えるようにしたいなということで、今回モバイルルーターを要求させていただいているということでございます。

○山形委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、54万3,000円のこのイ

インターネット料金とモバイルルーターのほうを分けた金額を教えてもらってよろしいですか。

○山形委員長 課長。

○村松デジタル推進課長 では、インターネット接続料のほうは49万5,000円でございます。モバイルルーターの通信料のほうは4万7,256円でございます。

以上です。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 なければ、ほかの箇所について質疑のある委員の方いますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

デジタル推進課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は15時30分とさせていただきます。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎秘書課の審査

○山形委員長 それでは、ただいまから秘書課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第97号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第97号 「日本国・那須塩原市」と「ベトナム社会主義共和国・カントー市」相互協力に関する協定の締結についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします課長。

○後藤秘書課長 (議案第97号について説明。)

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 このカントー市って人口は那須塩原市よりもかなり多いところのようですよ。いろいろな経済的な効果があるのかなと思って期待するところなんですけれども、この内容の1番のあたりですけれども、経済効果をどういうふうに考えているのかについてちょっとお聞かせいただけますか。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 議員おっしゃるとおり、カントー市はベトナム国内における5番目の直轄市ということで、かなり大きな都市となります。農業が盛んなんですけれども、空港ですとか工業団地があったり、ベトナム国内では重要な経済地域と考えております。経済発展にも期待が持てると思えますけれども、経済効果というところなんですけれども、協定締結後の具体的な交流、取組としまして、今、詳細はこれからの検討とももちろんなりますけれども、今想定しているものとしましては、本市の特産品のベトナムでの販売、販路拡大ですね、そういったことですか、カントー市からの、ベトナムからの観光誘客、インバウンドということです。そういったところで、本市にとっても経済効果があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 これから計画するというところで、細かい積み上げができないということなのだと思いますが、今回も何百万という費用をかけて伺っているんですから、市民側としては、それ以上の、それは起爆剤であって、期待をしているところなんですけれども、その10倍とか100倍とかという期待があるのかなと思うんですけれども、そういうもうざっくりなんですけれども、そういうことを目指しているんですよ。インバウンドにし

ても、今10人ぐらい来るんですよみたいなのが駄目で、これからも10人以上ね、やはり100人とか大きな団体で来るよという期待を寄せられるのかどうかとかね、そういう展望を持っての内容だと私は思っているんですが、もうちょっと展望についてお伺いできるでしょうか。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 考えられる経済効果、金額の算出などはまだしておりません。ただ、長期的なという見方をしております。まずは今回、カントー市とのつながりを持つというところでの協定締結になります。もちろん具体的にいろいろ検討し、実際進めてまいりたいと思えますけれども、まずはつながりをつくって、やれるところから、長い長期的な戦略を持ってというふうに考えていますので、今の段階で何倍とか幾らというのはちょっと明言できない状況でございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

中里副委員長。

○中里副委員長 すみません、協定書、協定を結ぶというところでちょっとお聞きしたいのは、うちは那須塩原市の長で、相手方がカントー市の長というのか、人民委員会委員長というふうに書いてあるんですけれども、この人民委員会の委員長ってどういう立場の方なのか、ちょっとお聞かせください。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 社会主義の国なので、日本とはちょっと違うというところはあるんですけれども、今回協定を結ぶカントー市の人民委員会委員長という役職は、カントー市のトップ、うちのほうで言えば市長と同等というふうに考えてございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いらっしゃいますか。

星委員。

○星委員 先ほど鈴木委員のほうからは、経済的な部分での効果というところでの質問はあったんですけども、答弁の中で、長期的なことを見据えてという展望のお話もいただきました。その長期的なというところを含めていくと、経済的なという部分というよりも、もっとさらに奥深く文化的な交流だったりとか、あとは子供たちとの交流ということも、筋をつくる、土台をつくる上では重要になってくるのではないかと思います。所管は違うんですけれども、そういったことも展望に入っているのかどうかをお伺いいたします。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 議員おっしゃるとおり、ここで協定書の案のほうには、観光業、農業の分野を中心にして書いておりますけれども、それ以外の分野も当然含んでおまして、文化交流ですとか、あと人材交流、いろいろな業種についての人材交流ということでもやっていきたいなというふうに考えてございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いますか。
相馬委員。

○相馬委員 先日、ベトナムの代表団の方がお見えになって、お会いさせていただいたところだったんですが、基本的に先日来たカントー市の役職のある方々について、まず基本的にやはり英語はほぼしゃべれなかった。日本人の私たちもほとんど英語はしゃべれなかったという状態で、今後協定を結んで、いろんなところで事業を進めたりですとか交流を進めたりとかというところで、その辺を秘書課としてはどのように、英語がまず通じない、日本語はもちろん通じない。こちらの人にはベトナム語はほぼ分からない。これをどのように、まず交流を進める上で解決していく考えでいるのかお伺いしたいと思いますが。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 これからいろいろなことをやっていくに当たっての言葉の問題ということかと思えますけれども、先日いらした視察団の皆様、主に行政側の方は英語がしゃべれる方としゃべれない方と、割と半々だったかなというふうには感じました。民間企業のトップの方がかなりいらっしゃっていましたが、民間企業の方は英語で会話ができていたようですので、これから例えば民間同士のやり取りなんかは英語でもある程度できるのではないかと考えております。

あと、英語が通じないところについては、行政側も含めてなんですけれども、ベトナム語が分かる通訳の方を介してということになるかと思えます。それとあとは、先日のレセプション等でも翻訳の何かいろいろツールが今ありますので、そういったものでもある程度の交流が図れるのではないかと考えております。

○山形委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第97号 「日本国・那須塩原市」と「ベトナム社会主義共和国・カントー市」相互協力に関する協定の締結については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常任委員会（第一分科会）に切り替えます。



◎議案第101号の説明、質疑、
討論、採決

○山形委員長 次に、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

課長。

○後藤秘書課長 （議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 この交流に関しては、お互いがあるわけですから、那須塩原市が主流で進めていることなのか、カントー市さんのほうが那須塩原市と交流を深めたいということで積極的に進めているのか、どちらなんですか。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 どちらが積極的ということではなく、那須塩原市もカントー市も同じ熱量を臨んでいると思っております。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 これは4年から5年度だから、2年度の債務負担行為、2年間ですかね。結構、先ほどだと、何ていうんですかね、お金だけではなくて、文化とか地域交流、国を越えた交流というのは大切だと思うんですけども、やはり市民の税金を使うんですけども、金額ね、これ年間1,000万で、2年間で2,000万超えているんですよ。結構そういう意味では大きいなという感覚を持ってお伺いしているんですけども、これまたこのまま2年で終わるんじゃないかと、こういった交流は、この金額をもってね、さらに何年間も続けるという、将来的な考え方をお持ちでのスタートでしょうかね。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 協定を締結した後は、長期にわたって交流を図っていきたくて考えておりますので、ただ、この金額は協定締結のために、一時的にといい方はあれなんですけれども、来年度の5月、6月あたりに市のほうからカントー市を訪問する、そのための旅費等の費用となります。この金額が毎年かかるということではない、ありません。

以上です。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 毎年かかることではない、そういう考え方ではあると思うんですが、先ほどの協定の契約ということもあるんですけども、要するに何か事業をやれば、普通は目標があって、それを達成させる。それに対して効果がこういうふうにありました、その効果は、要するにコストパフォーマンスとかB/Cみたいな、ベネフィット・バイ・コストみたいな形で判断されると思うんですよ。それが業務評価だと思うんですよ。これを推進したことの、そのお金を投じて、税金

を投じて、果実、成果というのはどういうところでどうあったら得られるかということがちょっと今分からないんですけれども。ただ、今はこんなふうを考えているということだけでね、こんだけ大きなお金をね、まず2年間で投資、その先もあるのではないかと。だけれども、その先にどういうゴールがあるのかというのがちょっと分からないんですけれども、できればもう一度、先ほどの件とはちょっと契約の話だから違うんですけれども、お金を使う、予算を立てるに当たって御説明いただければと思うんですけれども。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 どのような交流をしていくかというのは、ちょっと繰り返しになりますが、協定締結後に本市とカントー市と協議をしていろいろ検討していくものとなります。協定締結後、何をやっていくか、それに伴う効果ですね。達成しようとする効果、成果として、今考えているものを那須塩原市として期待しているものは、例えば市内企業における人材不足の解消ですとか、観光業、農業を中心とした働き手、担い手不足の解消ですね、労働力としての期待というところです。あとは、市内の特産品などをベトナムで販売して、リピーターなんかを増やしてもらおうとか、販路拡大というところも期待してございます。

あと、先ほど申し上げましたベトナムからの観光客数、宿泊客数の増加ということで、今、本市に居住されているベトナム人、いろいろな企業で働いている方、結構多い状況にありますので、遠い国ではないといえますか、親しみやすい国だと思っておりますので、今回の協定の締結をきっかけに旅行先、日本に行こうかとなったときに、東京だけではなく、京都とかそういったところではなく那須塩原市を選んで行きたいというふうな強い思いはございます。そういった観光客の増加、そ

ういったものを成果として捉えたいなというふうには考えております。

それだけではありませんけれども、以上です。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 やってみなければ分からないということのかなと思うので、取りあえず趣旨は了解いたしました。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いますか。相馬剛委員。

○相馬委員 これ債務負担行為について、恐らく先ほど言った3月から5月か6月とおっしゃっていたんで、その3月からおよそ3か月間ぐらいの債務負担行為になるんだろうと思うんですね、2,200万。たしか今月、この後、市長が訪問されるのに、この間補正が400万ぐらいだったような気がするんですが、およそ5倍ということになるんですが、どのぐらいの規模の、委託料としてどのぐらいの交流を計算した2,200万なんですかね。

○山形委員長 課長。

○後藤秘書課長 今回、12月に市長が渡航する旅費については、この間、11月補正で議決をいただいたところでございます、360万くらいだったかと思うんですけれども。その人数は、市長と、海外都市連携事業の担当、秘書課の職員2名ということで、計3名の費用を要求させていただきました。

今回の債務負担行為、金額が大きくなっていますけれども、これはあくまでも限度額なので、これから精査する金額とはなってきますけれども、この債務負担行為を組むに当たっての見積りというか見込み、積算の根拠となっている人数は10人で見込んでおります。なので、人数がかなり増えるというところで金額も大きくなってございます。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

秘書課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は15時55分となります。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時55分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎会計課の審査

○山形委員長 これより会計課の審査に入ります。

まず初めに、田代会計管理者から御挨拶をお願いいたします。

管理者。

○田代会計管理者 （挨拶。）

○山形委員長 ありがとうございます。

ただいまから審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

会計課については、総務企画常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第一分科会）に切り替え審査を行います。

—————◇—————

◎議案第101号の説明、質疑、

討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。

会計管理者。

○田代会計管理者 （議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

—————◇—————

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

会計課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。会議の再開は16時5分です。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時05分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査

○山形委員長 これより選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員会、公平委員会の審査に入ります。

初めに、八木沢局長から御挨拶をお願いします。局長。

○八木沢選挙管理委員会事務局長 （挨拶。）

○山形委員長 それでは、ただいまから審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

—————◇—————

◎議案第89号の説明、質疑、討論、採決

○山形委員長 それでは、議案第89号 那須塩原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔をお願いします。局長。

○八木沢選挙管理委員会事務局長 （議案第89号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 単価が上がっているわけですが、物価も上昇しているの、上がること自体は、もうそのとおりだと思うんですが、上げた金額の算出根拠を教えてください。

○山形委員長 局長。

○八木沢選挙管理委員会事務局長 算出根拠につきましては、公職選挙法施行令で限度額がそれぞれ定まっております、その限度額がここまでの範囲ということで、施行令によって定められているということで、それに準じて単価を設定するという基本的な形にはなっていますが、冒頭申し上げましたように、物価の高騰とかそういったものが反映されて、国のほうで設定されているという形

で、細かい具体的な幾らというものは示されてお
りませんので、基本的にそんな考え方ということ
になります。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 国が示した数値があるというふ
うには理解したんですけれども、それでもしよろ
しければ、その数値は、ぴたっとした一つの金額
なのか、幅を持たされている数値だったのか、そ
こ、どちらなんでしょうか。

○山形委員長 局長。

○八木沢選挙管理委員会事務局長 公職選挙法施行
令では、限度額ということで、ただいま申し上げ
た金額がその限度額、本市の条例も、その限度額
に合わせて設定しているということで、あくまで
もマックスのお金という形になります。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 そうしたら、上と下だけ教えて
もらえますか、今取りあえず1回。限度額と最低
のほうの限度額。

○山形委員長 局長。

○八木沢選挙管理委員会事務局長 あくまでも上限
を定めたものですので、最低はございません。国
と同じ金額という形になります。

○山形委員長 鈴木伸彦委員。

○鈴木（伸）委員 そうしたら、物価というのは地
域性があると思うんですけれども、県議選なんか
も考えてなんだと思うんですけれども、この金額
は、この栃木県の中の自治体というのはもう全て
これでやっているかどうかなどというのは確認を
したりはしておりますか、この最大限でやってい
るということ、よそはどうなんだろうというこ
ろを見えていますか。

○山形委員長 局長。

○八木沢選挙管理委員会事務局長 確認した結果、
全て限度額、上限になっているということでござ

います。

○山形委員長 ほかに質疑のある委員の方いますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入
ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見
はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び
質疑を終了したいと思います。異議ございませ
んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○山形委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結
し、これより採決いたします。

議案第89号 那須塩原市の議会の議員及び長の
選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部改正については、原案のとおり可決すべきも
のとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第89号については、原案のとおり
可決すべきものと決しました。

それでは、ここで総務企画常任委員会を予算常
任委員会（第一分科会）に切り替えます。

◇

◎議案第101号の説明、質疑、
討論、採決

○山形委員長 次に、議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いします。
局長。

○八木沢選挙管理委員会事務局長（議案第101号について説明。）

○山形委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。討議すべき点、あるいは委員からの意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第101号 令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○山形委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員会、公平委員会の所管の審査事項は以上となります。

ここで暫時休憩とします。会議の再開は16時30分となります。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時30分

○山形委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○山形委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 事務局から何かありますか。

〔発言する人なし〕

○山形委員長 それでは、次第3、その他を終了いたします。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○山形委員長 以上で今定例会議における委員会の審査事項は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。

これをもって、総務企画常任委員会を閉会いたします。

長い時間を大変御苦労さまでした。お疲れさ
ました。

閉会 午後 4時30分